

決算特別委員会会議録

開会時間 午前10時00分

閉会時間 午後2時30分

日時 平成28年11月11日（金）

場所 委員会室棟大会議室

委員出席者 委員長 望月 勝
副委員長 久保田松幸
委員 中村 正則 皆川 巖 石井 脩徳 山田 一功
桜本 広樹 遠藤 浩 猪股 尚彦 奥山 弘昌
渡辺 淳也 宮本 秀憲 早川 浩 上田 仁
佐藤 茂樹 清水喜美男 山田 七穂 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

産業労働部長 平井 敏男 産業労働部理事 手塚 伸 産業労働部次長 立川 弘行
産業政策課長 飯野 正紀 商業振興金融課長 高野 和摩
新事業・経営革新支援課長 内藤 裕利 地域産業振興課長 山岸 正宜
企業立地・支援課長 初鹿野 晋一 労政雇用課長 上野 睦
産業人材育成課長 横森 充

観光部長 茂手木 正人 観光部次長 樋川 昇 観光部次長 仲田 道弘
観光企画課長 奥秋 浩幸 観光プロモーション課長 小林 厚
観光資源課長 篠原 清美 国際観光交流課長 古谷 健一郎

労働委員会事務局長 小林 明 労働委員会事務局次長 小林 善太

総務部長 前 健一 総務部理事 塚原 稔

総務部次長 若林 一紀

総務部次長（人事課長事務取扱） 中澤 宏樹 職員厚生課長 秋山 晶子

財政課長 泉 智徳 税務課長 保坂 陽一 財産管理課長 塩野 開

行政経営管理課長 上野 良人 市町村課長 森田 貴夫 情報政策課長 中野 修

県土整備部長 大久保 勝徳 県土整備部理事 垣下 禎裕

県土整備部理事 三浦 市郎 県土整備部技監 水上 文明

県土整備部技監 細川 淳 総括技術審査監 藤森 克也

県土整備総務課長 中澤 和樹 景観づくり推進室長 長田 泉

建設業対策室長 宮阪 佳彦 用地課長 渡邊 仁 技術管理課長 池谷 和樹

道路整備課長 清水 敬一郎 高速道路推進課長 丸山 裕司

道路管理課長 雨宮 一彦 治水課長 鶴田 仁 砂防課長 武藤 敏正

都市計画課長 望月 一良 下水道室長 久保田 一男 建築住宅課長 渡井 攻

住宅対策室長 久保寺 淳 営繕課長 小田切 浩

議会事務局次長（総務課長事務取扱） 清水 正

出納局次長（会計課長事務取扱） 鷹野 正則

議題 認第 1 号 平成 27 年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件
認第 2 号 平成 27 年度山梨県公営企業会計決算認定の件

審査の概要 審査の順序は、認第 1 号議案について、午前 10 時 1 分から午前 11 時 17 分まで産業労働部・観光部・労働委員会事務局関係、午後 0 時 59 分から午後 2 時 30 分まで総務部・県土整備部・議会事務局関係の総括審査を行った。

質 疑 産業労働部・観光部・労働委員会事務局関係

（産業短期大学校について）

桜本委員

まず、産業技術短期大学校について、決算報告書 166 ページ、決算説明資料、産の 9 ページ、この中で幾つかお伺いをいたします。まず、3,646 万円余という多額な不用額を出していますが、その具体的な内容についてお伺いをいたします。

横森産業人材育成課長

3,646 万円余の主なものについて御説明いたします。これは、生徒のための教材費などの消耗品の費用でございます。これは、定員割れによる入学料や授業料の減額に伴いまして、学校運営費の経費削減に努めた結果、発生した不用額でございます。

桜本委員

私も議会の中の関連質問等でこの 25 年 4 月から都留校舎キャンパスを設置したと。その状況が非常になかなか周知徹底されない要素もあるみたいで、例えば、去年の入学者数を見ると都留の生産技術科に 15 人行っているのですが、その中で郡内からの方が 13 人、国中から 2 人と。そしてまた、一方、電子技術科を見ますと 10 人ということにして、せっきく都留の 30 人に対して、100 プラス 30 ということに 130 という状況にしたわけなのですが、今までのデータ集積の中で、やはりその部分、例えば 100 プラス 30 ということではなくて、もともとの塩山校 100 から例えば減員して都留のほうにプラスをするという、そういった発想がなかったのですかね。きちんとした学生の動きというか、希望というか、郡内のほうの、あるいは電子産業の部分の要請という部分がありましたけれども、その部分、やっぱり抜本的なことをこれから言うわけなのですが、その中で市場調査というか、学校の生徒の考え方ということをちゃんと調査した上での 100 プラス 30 だったんですかね。

横森産業人材育成課長

産業技術短期大学校の都留キャンパスの設置につきましては、おっしゃるとおり富士北麓東部地域の市町村や産業界からの要望に応えるため、県立職業能力開発施設のあり方ビジョンを策定する中で、ものづくり系の生産技術科と電子技術科の 2 科を都留キャンパスに設置するという事で、定員につきましても同地域の高校生の進学状況ですとか就職状況というものを調査をいたしました。それを参考にしまして、1 学年それぞれ 15 人ずつの 30 名定員としたところでございます。

御指摘のありますとおり、塩山キャンパスのもともと 100 人だったところに 30 人足したわけですがけれども、塩山キャンパスにつきましては、検討する段階においては出願者が多くございまして、ほぼ定員をそのときは満たしておりました。ということで、塩山キャンパスの定員については 100 においておき、プラス 30 というふうにしたところでございます。

桜本委員

例えば、25 年 4 月に設置した以前、23 年度、24 年度を見ても、生産技術、電子技術、定員に達しても 50 の中で、23 年が 44 人、そして 24 年が 41 人ということ、その設置する前も定数に達していないと。及び、今度は 25 年、26 年、設置以降を見ますと、入校率が両方足して、25 年が 0.82、26 年が 0.72 で過去最低、そして 27 年が 0.77、そして 28 年度が 0.75 というように、この危機意識というものを全然私は感じていないのですが、その中でやはり毎年毎年こういう状況を考えると、皆様方、異動があっても、この中身というものは引き継ぎ、当然主管する課のほうには残っていると思うのですが、こういった危機意識の中でここ数年続いているのですか。

横森産業人材育成課長 産業技術短期大学の定員充足につきましては、重要な課題だというふう
に捉えておるところでございます。県としましても産業技術短期大学校としても、
県の広報番組の活用ですとか、工業系高校への訪問など、さまざまな手段をもちま
して、産短大の情報発信、魅力発信を行ってきたところでございます。最近、大手
就職情報サイトにも掲載をしながら、あるいは情報交換等も拡大しながら、定員充
足に努めており、産業界からの期待も多いことから、取り組みを続けてきていると
ころでございます。

桜本委員 そういった周知徹底も図りながら、産業界からの期待が多いといっても、現状、
先ほどの、この数年の五、六年見たとしても、やはりそれが学生に通じていないと
いうことになると、もう抜本的にこの需要が少なくなっているという、そういった
認識はまだ持てませんか。

横森産業人材育成課長 委員おっしゃるとおりでございます。産業界での人材不足というよう
な声もありますけれども、定員不足につきましては、引き続き産業界あるいは学生等
のニーズの調査もしていく中で、教育内容の見直しですとか、あるいは定員の見直し
についても検討をしていかなければいけないと考えてございます。

桜本委員 まずギャップがあると思うんですよ。産業界の考え方、あるいは学生の考え方、
あるいは学生の将来像というんですか、期待感というようなもの。その辺をやっぱ
りしっかり握っておかないと、いくら県が運営している学校であっても、やはりそ
こで認識を、市場がどういうふうな動きをしているのかと。しかし、業界からは熱
望されていると。それもわかりますけれども、やはり需要と供給のバランスという
ものがやっぱりこの経済感覚というか、市場にはあるわけですね。ですから、今後、
こういった状況が続いていってしまうと、それじゃあどこかに吸収だと。単独では
もう無理だから、例えば県立短期大学が行われたような、ああいった形になっ
てしまうのか、あるいは廃止になってしまうのかという、そういった局面にならない
ように定数管理というものはきちっとしていただく。そして、その中でやはり定員を
きちんと見出しながら、その中でやはり要望されている産業界にいい人材を送っ
ていく。そして内容によってはカリキュラムを変えながら、最先端のものを2年間
の学業の中で身につけられて、そしてしかも就職したら即戦力ということで地域の
企業のためにもなると。そして、入社した人たちも将来を見据えながらいい雇
用の条件の中で働けるという、そういったマッチングというんですか、将来像を見
計らっていかないと、なかなかここまで状況が悪いものをこの数年で変えてい
くということは難しいと思います。

部長、抜本的な定数見直しについてどんなふうなことを考えているのかお答えく
ださい。

平井産業労働部長 委員の御指摘のような状況であることは私どもも十分承知して
おりまして、課題と思っております、このたび第10次の職業能力開発計画を策定
しております、その中でも産短大の定員充足、あるいは産業人材の育成全般につ
いて見直しをしていかなければいけないという問題意識で捉えておりますので、
今後、いろいろなものを考える中で、当然この点についてもしっかりと検討を
して、必要な対策を早急にとりたいと思います。以上です。

（医療機器産業への参入促進について）

猪股委員

医療機器産業への参入促進についてお伺いします。県内から撤退した製造業の大手企業もある中で、山梨県にとって成長産業の期待は大きいものと思います。そこで質問させていただきます。決算説明資料の産の 6、主要施策成果説明書の 6 ページです。まず、医療機器開発に対する支援 16 件と設計関係に対する人材育成 20 人とありますが、この具体的な内容についてはいかがなものかお伺いします。

内藤新事業・経営革新支援課長

まず、医療機器開発に関する支援でございますが、こちらの事業につきましては、医療現場のニーズを把握いたしまして、県内中小企業の有する技術を生かして医療機器を開発する仕組みを山梨大学の玉穂のキャンパスの中にございます融合研究臨床応用推進センターと連携いたしまして、その仕組みを整備いたしまして、県内中小企業の医療機器産業への参入を促進しようとするものでございます。この医療機器開発促進事業におきましては、医療機器の開発に着手意向を示しました企業が、医師と面談等を行う際に、専門家が指導、助言を行うこととしておりまして、医療従事者が抱える課題やニーズ、さらには専門的な用語等をわかりやすくその専門家の方が解説いたしまして、県内中小企業が持つ高度な加工技術等を医療機器開発等に生かせるように取り組んでいるところでございます。こうした支援を平成 27 年度におきましては 16 件実施させていただいたというところでございます。

2 つ目の医療機器設計開発に係る人材育成についてでございますが、県内中小企業が医療機器分野に参入するためには、医療機器に関する基礎的な知識を身につけた人材が必要不可欠であることから、山梨大学に委託いたしまして、医療機器設計開発人材養成講座を開設していただき、医療機器の設計開発技術者を養成しようとするものでございます。この講座の講師には、山梨大学医学部の先生方や工学部の教授の皆様、さらには外部から国の厚生労働省の医療機器の担当官、あるいは医療機器の承認機関で審査員を務められた方などをお願いをして実施しております。さらに、この講座の下半期には、実際に医療機器を試作開発するという実習に取り組んでおりまして、こちらの実習に際しましては、山梨大学の工学部の先生方や大学院生が受講生が 4 チームに分かれて活動しますが、その各グループに 1 人ずつ参加していただきまして、試作の際のアドバイスや、さまざまなサポートを行っていただいているというような形で、非常に実践的な講座とさせていただいております。昨年度、この講座の受講生、20 名参加していただきましたが、出席率が約 90% ということで非常に高い数字となっております。全員が優秀な成績で修了しております。以上でございます。

猪股委員

ありがとうございました。

次に、県内にもテルモとかニプロですか、こういった機器メーカーがありますよね。こういった機器メーカー、医療機関との連携状況についてはいかがなものでしょうか。

内藤新事業・経営革新支援課長

県内の大手医療機器メーカーとの連携でございますけれども、まず、釜無工業団地にございますテルモにおきましては、テルモの工場の中で県内中小企業の展示商談会を開催させていただいたりとか、あるいは一昨年、国母工業団地に立地していただきましたニプロ医療電子システムズにおきましては、先ほど御説明させていただきました医療機器開発促進事業の開発グループに参加していただくなど、連携関係を構築しているところでございます。さらに、県外の手医療機器メーカーということで、近年、この分野で大きな成長を遂げております富士フィルム株式会社に関しまして、この医療機器開発促進事業の枠組の中にございます、事業可能性評価委員会という、大学の先生方から出てきたニーズの事業可能性を評

俣していただく委員会がございますが、その委員として参画していただいております。医療機器開発における事業可能性の評価、あるいは製品化の過程でのさまざまな課題に対するアドバイスをいただいているところでございます。

猪股委員

ただいまの説明を受けまして、次に、医療機器産業の市場規模と県内中小企業の出荷額、その状態というか、現状はいかがなものでしょうか。

内藤新事業・経営革新支援課長 まず、医療機器産業の市場規模でございますが、最新のデータで 2014 年における国内の医療機器の市場規模は、約 2.8 兆円ということで、過去最大となっております。直近 5 年間では、毎年 5% ずつ拡大しているということで、成長が続いている市場となっております。全世界を見ましても、2014 年には約 40 兆円ということで、過去最大となっております。今後高齡化の進展ですとか、さらには新興国での需要の拡大等を受けまして、引き続き市場は拡大していくものと予測されております。

続きまして、県内中小企業の出荷額の状況でございますが、残念ながら、県内中小企業だけを対象にいたしました統計のデータはございませんが、工業統計調査の 2014 年のデータで見ますと、従業員 4 人以上の事業所ということで、これは大手も含まれる数字になってしまいますが、そのデータで見ますと、医療用機械器具、医療用品製造業の製造品出荷額が約 626 億円ということでございまして、県内製造業全体の出荷額の 3.2% という数字になってございます。

さらに、中小企業の今後の見通しでございますけれども、現在、我々が取り組んでおります医療機器開発促進事業の開発グループには、既に 36 社の企業が参加していただいております。これまで医療現場のニーズから出されました開発案件につきまして、検討を進め、既に試作開発に着手しているところも出てきております。さらには、医療機器設計開発人材養成講座にも、昨年度に引き続き、今年度も定員いっぱい 20 人が参加していただいております。人材育成も着実に進んでいることから、今後、大手メーカーと取引できる中小企業も増えていくことが見込まれております。

以上のことから、中小企業における医療機器関連製品の製造品出荷額は今後も伸びが期待できるというふうに考えているところでございます。

猪股委員

最後になりますけれども、この成長産業、また、山梨県で言うと、製造業の関係を伸ばすことが一番雇用のつながりがあると思うんですよ。こういった成長産業を進めていくというか、促進していく、これは重大な問題だと思いますし、山梨県としては雇用の拡大、また、確保につながるものだと思います。その辺に力を入れていっていただきたいと思うのですが、その辺をお答えいただければ最後の質問とします。

内藤新事業・経営革新支援課長 ただいま委員御指摘のとおり、やはり今まで基幹産業でございました、今現在もそうでございますけれども、機械電子産業におきましては、経済のグローバル化ですとか、国内の市場の縮小というようなことで大変厳しい状況に置かれている中、やはり成長産業への進出というのが非常に重要な取り組みだというふうに我々も認識しているところでございます。今日御質問いただきました医療機器をはじめといたしまして、クリーンエネルギー、特に山梨県の強みでございます燃料電池、あるいは航空機などの成長分野への進出をさまざまな施策を講じまして今後とも引き続き強力で支援してまいりたいと考えております。

（企業立地の促進について）

渡辺委員

それでは、歳入歳出決算説明資料の産の 7 ページ、及び主要施策成果説明書の 6 ページの企業立地の促進について何点かお伺いいたします。人口減少問題に対する施策として、若者の県内定着を促す上で、やはり働く場所の確保、雇用の確保というものが大変重要になってきていると考えております。そのような中で、この工場を誘致する、あるいは既存の工場を拡張して県内の企業の促進をしていくという過程で、主要施策成果説明書の産業立地促進の 4 行目にあります、平成 27 年は 14 件の工場立地が進んだという記載に対して、産業集積促進助成金で立地企業に対して支援したのが 27 年度は 4 社であったと。そして決算額が 5 億円余というような記載がありますけれども、この 3 点について具体的な説明をまずお伺いいたします。

初鹿野企業立地・支援課長 お答えいたします。まず、工場立地の 14 件でございますけれども、これは工場立地法に基づき、国が県の協力を得て行っている統計調査の結果ということでございます。具体的には、平成 27 年の 1 月から 12 月までの間に 1,000 平米以上の土地を新規に取得した企業数ということでございます。これは全国で一律で行います客観的な調査でございます、以前より指標として使わせていただいております。なお、統計法の第 19 条の中で、調査結果の公表が禁じられておりますので、この場で企業名を公表することはできません。ぜひ御理解いただきたいと思っております。

それから、産業集積促進助成金の内容ということでございますけれども、これについては平成 27 年に交付した企業はそこにありますように 4 社でございます。具体的には、1 つ目がシチズンファインデバイス、交付金額が 7,680 万 6,000 円でございます。それに伴います新規雇用が 16 名。それから 2 つ目が三協精密という会社でございます、交付金額が 1 億 1,047 万 4,000 円でございます。新規雇用は 22 名でございます。それから、3 つ目が JM エナジーという会社でございます、これが 1 億 5,406 万円でございます。新規雇用が 18 名でございます。それから 4 つ目が山梨積水という会社でございます、交付金額が 1 億 6,333 万 2,000 円でございます。新規雇用が 14 名でございます。4 社合わせまして交付金額合計が 5 億 467 万 2,000 円、新規雇用数が 70 名という内訳になっております。以上でございます。

渡辺委員

御説明いただきありがとうございます。ちょっと 14 件の工場立地と 4 社の関係性がいまひとつ理解できていませんでしたので御質問させていただいたのですが、助成金で 4 社、雇用の人数も説明していただきまして、この産業助成金で多く県内で雇用の促進が進んだという認識をいたしまして、今後とも進めていただきたいと思いますと思うのですが、この産業助成金の 27 年の 4 社で、県内経済への与える影響というものをどう考えているのか次にお伺いいたします。

初鹿野企業立地・支援課長 雇用の確保と、それから県内経済の影響という御質問でございます。先ほども申し上げましたように、助成金の交付企業については操業開始時点で 70 名を雇用していただいております。この助成金の狙いといたしましては、雇用もございまして、それ以外に法人事業税、法人県民税などの県税、それから固定資産税などの市町村税、これらの税が今後、継続的に県や市町村に入ってくるということがまずございます。それから、70 名雇用していただいた従業員の所得の増加、それから、それに伴います消費の拡大、あるいはこの進出あるいは規模拡大していただいた企業さんの下請中小企業への発注が大幅に増加すると。そのようなことを県内経済への大きな波及効果があるものと、そのように考えております。以上です。

渡辺委員

説明していただきましたように、やはり企業立地が進んで、県内企業の工場拡張が増えていくと、若者の働く場所、雇用の確保のみならず、いろいろなところに経済効果が波及していくということですので、ぜひ今後も積極的に進めていっていただきたいと考えているのですが、この前段階として、この企業立地を進めていく上で、県内外の企業を訪問されているという、それが延べ 467 社と記載されているのですが、これを行っていく上で助成金の活用につながっているというふうなふうに考えておりますけれども、延べ 467 社、県内外とありますが、県内何社、あるいは県外何社ということをお教えいただきまして、どういった成果があったのか、次にお伺いいたします。

初鹿野企業立地・支援課長 お答えいたします。467 件の企業訪問の内訳でございますけれども、県内企業の訪問が 208 社、県外企業の訪問が 259 社という状況でございます。企業訪問の目的といたしましては、御指摘のとおり 2 つございまして、一つは県外企業の誘致、これはもちろんでございますけれども、それと加えまして県内企業の支援というのは、県内企業の事業拡張を誘導するという大きな目的がございます。この県内企業の拡張の支援というものも同じく非常に重要なことでありますので、これへのサポートや、それから困りごとへの相談など、産業労働部がワンストップ窓口となりまして、積極的に応じてまいりたいと思っております。これによりまして若者の雇用の場の確保、そのようなところにつなげていきたいと、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

渡辺委員

ぜひ、各企業の訪問をしていただいて、企業のニーズというものを的確に把握して、きめ細かい政策をとっていただきたいというお願いをして質問を終わらせていただきます。以上です。

（中小企業子育て支援奨励金の支給について）

久保田副委員長 企業の子育て支援について、主要施策成果説明書 63 ページの一番下であります。中小企業の子育ての支援奨励金について伺います。私は安心して子供を産み、育てる社会づくりを推進するために、各企業の職場環境を整えていくことが非常に重要であると思っております。企業の子育ての支援制度の導入に対する助成制度である子育て支援奨励金の支給実績が 3 社とありますが、この奨励金は男性の育休取得の推進をはじめとして、支給要件が幾つかあったかと聞いておりますが、支給要件ごとの実績がどのような状況であったかをお聞きします。

上野労政雇用課長 中小企業の子育て支援奨励金につきましては、委員から御指摘いただきましたとおり、3 つの支給要件がございました。1 つ目は、男性が連続 7 日以上育休を取得した後に復帰した場合に支給するという要件でございますが、支給実績については残念なことに 1 件もございませんでした。これは、中小企業においては男性の育休取得がまだ浸透しておらず、連続 7 日以上という支給要件が高いハードルとなりまして、実績に結びつかなかったものでございます。

2 つ目は、労働者が 3 カ月以上育休を取得した後に職場復帰した場合、過去 5 年間にほかに該当する者がいなかった場合に限りまして支給するという要件でございます。支給実績が 1 社ございました。

3 つ目の要件は、短時間勤務制度など、多様な働き方制度を導入しまして、かつ、その制度を 3 カ月以上利用する初めての利用者があった場合に支給するという要件でございます。支給実績は 2 社ございました。

この 2 つ目と 3 つ目の要件につきましては、10 件以上のお問い合わせをいただいたところでございますが、支給要件であります 5 年間制度利用者がいなかった、

もしくは初めて制度利用者があった場合に限るという要件に該当するケースが少なく、実績が伸びなかったという状況でございます。以上でございます。

久保田副委員長 本当にいい企画の支援でございますけれども、まだまだ経営者の理解、あるいは男性等の、そういうのがまだまだ周知することが必要じゃないかなと思いますので、ぜひともそれを周知し、多くの人に育休を取っていただきたいなど、そう思っております。

（企業立地の促進について）

次に、主要施策成果説明書の 6 ページの企業立地の促進について伺います。先ほど、渡辺委員への答弁がありました、平成 27 年度工業立地件数は 14 件で、増加傾向と。また、操業開始後に交付される産業集積促進助成金の交付件数は 4 件。それによると、雇用の増加は 70 名とのことですが、助成金を支出したものの雇用数が減ってしまったのでは意味がないので、県では継続して雇用されるか確認を行っているか伺いたいと思います。

初鹿野企業立地・支援課長 お答えいたします。県では、助成金を交付した企業への調査を定期的に行っております。その中で従業員の増減についても調べておまして、今回の 4 社につきましては、操業開始時には 70 名でございましたけれども、現在ではおよそ 120 名に増加しているということを承知しております。以上でございます。

（スマート工業団地の整備の推進について）

久保田副委員長 わかりました。

次に、主要施策成果説明書の 7 ページのスマート工業団地整備推進について伺います。ここには企業立地対策費が 987 万円余とあるが、企業立地ニーズを確認し、企業誘致をした後は具体的にはどのようなことを実施したか、それがどのように企業誘致に寄与したか伺います。

初鹿野企業立地・支援課長 お答えいたします。このニーズ調査によりましてわかったのは、本県を事業拡張の候補地として挙げた企業が 87 社あったということでございます。うち、県外企業が 27 社、県内企業が 60 社ということでございます。そのうち 37 社は 5 年程度で用地取得の可能性があるという回答をいただいております。それから、立地に際し、重視する項目といたしましては、まず 1 つ目が交通アクセスのよさ、2 つ目が営業活動の利便性、3 つ目が安価な用地の確保というようなものが挙げられてございます。今後、中部横断自動車道等の開通などによりまして、交通アクセス環境が向上するということから、本県へのニーズは高まる、そのように考えられる結果となっております。

それから、企業誘致への寄与ということでございますけれども、この調査結果を分析いたしまして、本県の強みであります交通アクセスのよさ、安価な用地価格等を中心に、PR をこれまでしてまいりましたけれども、それによりまして工業団地 2 区画の売却につながっております。具体的には、中央市の山梨ビジネスパーク、それから韮崎市の上ノ山工業団地、この 2 カ所でございます。

さらに、この分析を参考にいたしまして、今年度から県の支援制度を見直したところでありまして、企業をつなぐ 5 つの輪、4 枚の切り札を中心とする支援策を取りまとめ、積極的に企業誘致を今も進めているところでございます。以上でございます。

久保田副委員長 それはわかりましたけれども、それに対して事業の中で来年度の繰越が 1,187 万円余がありますが、この内容についてお伺いします。

初鹿野企業立地・支援課長 この繰越の内容でございますけれども、先ほど御説明いたしました企業立地ニーズ調査におきまして、本県への立地等に一定のニーズがあるということが認められましたことから、また、本県に分譲可能な工業団地が少なくなっているということもございまして、そのようなことから、新たな工業団地の適地調査を実施することといたしましたけれども、これが市町村を通じて推薦を上げていただきましたけれども、これらの候補地が多数となりまして、対象の絞り込みなどに時間を要しましたので、この事業費の繰越となったところでございます。以上でございます。

久保田副委員長 アメリカ大統領がトランプ氏になって、企業も大変厳しくなると言っていますので、今後もこのようなことで頑張っていたきたいと思っております。

（U・Iターン就職の促進及び就労支援について）

次に、大学の県内就職のU・Iターン就職の状況についてですけれども、これは主要施策成果説明書の16ページの⑦のU・Iターン就職の促進、及び65ページ、若年層の母親等への就労支援に関連して、13ページの下にある成果指数についても伺います。大学などで県内就職率を向上させることは地方創生の点から非常に重要だと考えますが、県内大学卒業生などの県内就職率が42.5%、県内出身のUターン就職率が23.9%であり、県外に出た学生が本県に戻ってこないばかりか、せっかく県内大学に進学したのに就職の際には県外に出たりしてしまう。これについてどのように分析しているのか。また、何か対策となるような事業を実施しているのかお聞きします。

上野労政雇用課長 今の質問にお答えします。まず、大学生の就職につきましては、ここ数年、全国的に雇用情勢が改善傾向にございまして、特に従業員の規模が多い大企業ほど新卒者の採用を増やしているという状況がございまして、このため、学生側の売り手市場となっております。東京圏などの大企業への学生の就職志向が強まる傾向にございまして、このような状況から、県内大学生の県内就職は前年度と比べて1.7ポイント減の42.5%、県外に進学しました学生のUターン就職率は前年度と比べて1.6ポイント減の23.9%へと低下している状況でございます。

県の事業といたしましては、県内の大学生などに対しましては、やまなし・しごと・プラザにおきまして就職相談を行ったり、また、県内企業との合同就職面接会の開催、さらには学生が就職先を選考するに当たりましては、保護者の影響も大きいことから、親子セミナーの開催などを通じて、県内企業への就職を支援しているところでございます。

また、県外へ進学しました学生に対しましては、県のユースバンクやまなしへの登録を呼びかけまして、県内の企業情報や就職支援情報をメールマガジンにより情報発信しております。また、やまなし暮らし支援センターの就職相談員が東京圏の大学等を訪問しまして、県内企業の採用情報などについて提供しているところでございます。

今後は、インターンシップの推進などを通じまして、県内企業の魅力を県内外の学生に知っていただくことによりまして、総合計画の目標でございます県内大学生の県内就職率50%、また、県外に進学した学生のUターン就職率28%の実現に向けて努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

久保田副委員長 説明は大体わかるのですが、まだまだU・Iターン就職の実績が悪いなど、こう思っております。やはり今現在ある企業の仕事量を増やすとか、あるいは新たに企業を持ってこない限り、これは解決しないんじゃないかと、そう思います。い

ずれにせよ、さらなる努力をよろしく願いしまして私の質問を終わらせていただきます。

（山岳観光の推進における登山者の安全確保について）

早川委員

主要施策成果説明書の 25 ページ、上の段の⑧です。山岳観光の推進に関する中の登山者の安全確保について伺います。本県には、日本でもナンバー 3 の山があって、その中でも御坂山系とか南アルプスとか富士山とか、山岳観光が増えていると思うんですね。知事も山岳観光を進めている中で、本当に山梨県の自然、資源を使った非常に有効な観光だと思うのですけれども、そこで、登山者の安全確保も大切だと思います。この事業でそういった中で登山届とコンパスの導入ということが書いてあります。コンパスは電子届みたいな、スマホとかで、何か不測の事態があったときにみんなで見れて、トラブルのときに安全確保ができるということだと思うのですけれども、この登山届自体が 3 万 3,410 件あったと。そのうちの電子届けのコンパスの届けが 3,485 件と書いてありまして、10.4%なんですね。これは、私は低調ではなかったかなと考えるのですけれども、そこで、コンパスのこの 27 年度の導入の推進方法はどんなことを行ったのか、まずお伺いします。

篠原観光資源課長 まず、コンパスでございますけれども、議員からも説明がございましたけれども、これはインターネットを利用した電子登山届のシステムでございます、公益社団法人の日本山岳ガイド協会というところが運営しておりまして、パソコンやスマートフォンから登山届が作成できて、仲間や家族、山岳団体等の間で情報共有できるというものでございます。これを昨年の 4 月に県と県警察、日本山岳ガイド協会の三者で、コンパスに登録されました情報閲覧のための協定というものを締結いたしましたので、事故や遭難などの際にこのシステムを使って登山届を入力した人の情報を、捜索や救助等に役立てられるようにしたというところでございます。

協定締結後なのでございますけれども、県や県警のホームページ、それから富士登山オフィシャルサイトへの掲載に加えまして、山梨百名山手帳というのをつくっておりますけれども、これへの掲載や、県の広報誌「ふれあい」、県民手帳などでも紹介をいたしまして、コンパスへの登録を呼びかけてまいりました。

それから、日本山岳ガイド協会が作成をしました名刺大のコンパスカードというのがございまして、これを 2 万枚いただいておりますので、これらを活用して駅頭や登山道の入り口、さらには富士山世界遺産センター、富士山五合目総合管理センターなどで配布をいたしまして、啓発に努めてまいりました。以上です。

早川委員

努力をされているのはわかっているのですけれども、初年度ということで、導入率は 10.4%ということなのですが、山岳ガイド協会に聞きますと、例えば岐阜県では 20%なんですね。コンパスの導入率が。長野県でも 15%超と、本県より高いという実態があります。初年度なのでございますけれども、この 27 年度のコンパス導入による事業効果について、登山者の実態把握に努めたと書いてあるのですけれども、私はちょっとこれは疑問だと思うのです。その点についてどうお考えでしょうか。

篠原観光資源課長 昨年は、日本山岳ガイド協会と協定を結びました初年度でございます、初年度ではありますけれども、県や県警察による広報活動やマスコミの報道などによりまして、コンパスの存在自体は山岳関係者や登山愛好家などを中心に徐々に浸透してきていると感じております。コンパスによる登山届につきましては、件数の把握や啓発活動は昨年から実施しているものでございますので、経年比較というものがなかなかできないのですけれども、県警察によりまして、コンパスの活用を含めた

登山届全体の件数が増加しているということでございますので、コンパスを活用した登山届を推奨したことによる効果というのはあったのではないかと考えています。以上です。

早川委員

本当に初年度ということと、登山届自体が増えてきているということはいいいことだと思うんですね。そういった中で、いい資源を持っていて、登山観光がよくても、一旦事故が起きてしまうと一挙に反動が大きいので、これは非常に重要な大切な政策だと思うので、3番目にも書いたのですけれども、より、今よりも、これは警察にも県警にもなのですけれども、県警と連携をすることが必要だと思います。初年度とは言うけれども、3番目で、コンパスの導入がまだまだ低かった、伸びないのはどういう理由か教えてもらいたいのと、あと、本当に大切な山岳観光を推進していくという観点から、どうやって連携をしていくか、また、登山届自体の届出率の向上とか、コンパスの導入率の向上に関して、対策をどう考えるか、県警察との連携の仕方と観光部としての観光資源課としての考えを聞きます。

篠原観光資源課長

まず、コンパスによる届出の割合が低かった原因ということでございますけれども、やはり協定の締結の初年度ということもありまして、まだまだ登山者の方々への周知が十分ではなかったのではないかとというふうに考えております。そのため、引き続きホームページや百名山手帳の配布などによってPRをするとともに、警察のほうでも駅頭とか登山口などで指導ということでやっておりますので、そういったものと連携をしながら登山者に対する啓発活動をより強化して、コンパスの活用を含めた登山届の提出を促していきたいと思っております。

それから、コンパスなのですけれども、スマートフォンアプリには日帰りの登山とかハイキングのときに使える簡易な登録方法というものがございまして、入力する項目が少ないので、より簡単にできるというものなのですけれども、こういったものも10月から県のホームページでも紹介を始めましたので、こういう簡単なものでも登録できるよというところも一緒に積極的に周知をしていきたいと思っております。

それから、さらに、登山される方は大多数が首都圏の方でございますので、首都圏の登山用品販売店などとも連携を図る中で、安全登山に関する店頭イベントなどを開催することも検討していくなど、登山届のさらなる普及に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

早川委員

最後に、本当に、先ほど答弁で民間と連携していただくということなのですけれども、書いてないのですが、1つ、27年度の反省を受ける中で、例えば岐阜県とか長野県は登山届を条例化して、それによってコンパスをしている。27年度ぐらいからやっているようなんですね。条例で、問題は、罰則をかけているようなのですけれども、まあ、それはいいかどうか別にして、そういうことも今後、やれっということじゃなくて、議論していくことも必要だと思いますが、その点について伺いして終わります。

篠原観光資源課長

条例ということを見据えた場合には、観光事業者ですとか一般の観光客の方々が簡単に行けるところもございまして、そういったところの兼ね合いなどもございまして、さまざまな課題があると思っておりますので、議員が今おっしゃられた、先につくっている岐阜県ですとか長野県ですとか、そういった他県の状況、あるいは海外の事例なども調査する中で研究してまいりたいと考えております。以上です。

（ワーク・ライフ・バランスの推進について）

清水委員

産業労働部の 3 つの事業について、それぞれ何点か質問させていただきます。まず最初に、ワーク・ライフ・バランスの推進についてですけれども、主要施策成果説明書で行きますと 63 ページの④の項目でございます。ワーク・ライフ・バランスって、いろいろあちらこちらで言われていますけれども、仕事と生活を豊かに、やりがいを持って充実させるかというようなことで、すごく大きなテーマだと思います。特に、各企業ではこういうものに積極的に取り組んで、生活のベースとしてやっていくという、これがすごく重要だなと思っております。次世代育成法によりますと、従業員が 101 人以上の企業には、事業主の行動計画の策定、届出というのが義務づけられています。100 人以下の企業については、努力義務となっているということを承知しております。これを踏まえて、山梨県では 27 年度、一般事業主の行動計画の策定状況は一体どうなったのかということについてお尋ねいたします。

上野労政雇用課長 山梨労働局の集計によりますと、平成 28 年 3 月末現在で、従業員 101 人以上の策定義務のある企業につきましては、259 社が策定しておりまして、策定率は 97.4% となっております。従業員 100 人以下の努力義務の企業につきましては、行動計画の策定は 222 社となっております。以上です。

清水委員

101 人以上の企業が 97.4% というお話でしたが、まだ何%かは義務づけられている行動がなされていないということですので、ここはしっかりしてやっていただきたい、それが 1 点ですけれども、もう一つは、100 人以下ですね、こういった努力義務の企業について山梨県は大半がここに該当すると思うのですけれども、こういった企業に対してどのようにして策定事業者数を増やしていくのか。これがすごく大きなテーマだと思いますけれども、その辺はどのような考えをお持ちでしょうか。

上野労政雇用課長 お答えします。従業員 101 人以上の策定義務のある企業につきましては、山梨労働局が策定について指導を行っているところでございます。また、従業員 100 人以下の努力義務の企業につきましては、計画の策定を推進するため、県では平成 26 年度から社会保険労務士を派遣し、一般事業主の行動計画を策定する支援を行っているところでございます。また、県の中小企業労働政策アドバイザーが県内企業を訪問しておりますが、労務管理に関する指導、助言などを行う際にあわせて次世代育成法の趣旨や事業主行動計画について周知しているところでございます。

ダイナミックやまなし総合計画におきましては、従業員 100 人以下の努力義務の企業につきましては、352 社の策定を目指しているところでございまして、今後も企業における事業主の行動計画の策定について引き続き推進してまいりたいと思っております。以上です。

清水委員

いずれにしても、たった 1 回の人生をいかにやりがいを持って生活していくか。そのためにワークとライフをどういうふうにもバランスとるかっていうのはすごく大きなテーマですので、しっかりやっていただきたいと思います、こんなふうに思います。

（県内中小企業へのプロフェッショナル人材の確保・定着について）

次に、県内中小企業のプロフェッショナル人材の確保、定着について、主要施策成果説明書の 16 ページなのですが、これについてお尋ねしたいと思っております。プロフェッショナル人材拠点を設置するという前提でこの事業が進んでいると思うのですが、必要な人材を首都圏から逆にこちらに引っ張ってくるというふうなことだと思うのですが、一体、プロフェッショナルってどういう人を言

うのかというのが非常に曖昧なんですけれども、そのプロフェッショナルって一体どういうことを言うのか、どういう人を言うのか、そこについて説明をお願いいたします。

上野労政雇用課長 プロフェッショナル人材につきましては、新たな商品やサービスの開発、販路開拓、また、生産性の向上などの取り組みを通じまして、企業の成長を促す人材というふうに考えております。おおむね 10 年以上の経験を有する 30 代から 50 代の人物を想定しているところでございます。各企業によって求める人材、人物像というのは異なるわけでございますけれども、経営者を支える右腕として企業経営に携わる人材、また、海外への販路開拓の経験を有する人材、新規事業の展開を考えている企業さんにとっては、新分野での専門的知識や経験を有する人材、あるいは生産工程などの見直しを行う企業さんにとっては大手企業での工場長としての経験を有する人材などが考えられるところでございます。以上です。

清水委員 実は私の周りにも、俺はこの分野で絶対に負けないよ、プロだよって言い切れる人もいっぱいいるんですね。そういう人がいるということについて、じゃあどう考えるかというのが 1 点と、わざわざ首都圏からプロと言われるのをなぜ引っ張ってくるのかということについて、どんなふうにお考えでしょうか。

望月委員長 清水委員、決算の今日は総括の中で、決算書に基づいて質問のほうをお願いします。ちょっと広がり過ぎちゃったような感じになってはいますけれども。

（ものづくり産業を支える技能の伝承について）

清水委員 じゃあ、ものづくり産業を支える技能の伝承について、主要施策成果説明書 88 ページの件について質問いたしますけれども、よろしいでしょうか。

望月委員長 いいですよ。どうぞ。

清水委員 88 ページの⑧のものづくり産業を支える技能の伝承ということで、昨日も実はテクノ ICT がアイメッセであって、多分ここにいる人は全員行っているかと思うのですけれども、その中で切削加工とか金型製作の技能とか、そういうのがいっぱい出ているのですけれども、ここで言っている基幹的技能というのは一体どういうものか、具体的にはどういうものを言っているのでしょうか。

横森産業人材育成課長 ものづくり産業を支える技能についてですが、技能検定につきましては機械加工をはじめ、電子機器組み立てですとか、貴金属装身具製作ですとか、機械検査などの多くの職種がございます。その中で、特に当課においては本県の基幹産業である機械電子産業に着目しまして、その中核をなす機械加工の分野の技能の伝承を重点的に支援しているところでございます。この中で、近年では、現場ではプログラミングによる自動的に加工を行う数値制御方式の機械工作というのが主流になってございますけれども、機械加工の基本となる技術では旋盤作業、昨日もありましたけれども、旋盤作業とかフライス盤作業というふうな作業の技能検定 2 級のレベルを基幹的技能と位置づけて、うちは支援をしているところでございます。そして、この基本となる技能の習得のために、平成 18 年度から、やまなし匠の技・伝承塾を開催しているところでございます。

清水委員 ありがとうございます。伝承について、具体的にはどのぐらいの期間、どんなやり方をされてきたんでしょうか。

横森産業人材育成課長 この伝承塾におきましては、大手企業で活躍しております、また、活躍しておりました高度熟練技能者、もしくは1級技能士という方々、11名が指導員となってもらいまして、工作機械による部品製造に必要な切削加工技能の習得ですとか、金型製作に必要な切削加工、あるいはヤスリ仕上げの技能の習得の研修を行っているところでございます。この受講者に対しましては技能によりましてグループ分けをしまして、先ほど言った2級技能検定実技試験の課題を実際に製作する過程で、きめの細かい指導を、ほぼマンツーマンに近い形でやっております。7月から2月までの土曜日なのですけれども、15日間、県立の産業技術短期大学校におきまして実習を開催しているところでございます。

清水委員 ありがとうございます。山梨県の地場産業も含めて、技術の匠の技の伝承ってすごく大きなテーマだと思うので、今言われているIoT技術とのドッキングで、ぜひこれからも積極的にやっていっていただきたいと要望して終わります。以上でございます。

（企業立地に伴う新規雇用者数について）

小越委員 特に留意すべき事項として、正規雇用拡大の取り組みを強力に進めることとして、主要施策成果説明書5、6ページ、また、説明資料、産の5ページに基づいて質問させていただきます。まず最初に、先ほど渡辺委員、久保田委員からも話がありましたけれども、企業立地と新規雇用の拡大の問題です。企業立地は昨年12件、新規雇用175人というふうにお伺いしております。成果説明書にあるのですけれども、到達率10.08%あるのですけれども、企業立地で新規雇用175人、10.08%、低いと私は思うのですけれども、その原因は何だったのでしょうか。

初鹿野企業立地・支援課長 お答えいたします。平成27年度の新規雇用者数が成果報告書の5ページで目標の10.08%にとどまっているということでございます。この原因といたしましては、一つは新規に立地、土地取得した企業の操業がおくれていることも一因でありますけれども、あと、新規雇用の発生というのは一度に増えるといったものではございません。徐々に増えるという面もございまして、雇用拡大時期は立地時期とずれるということになります。そのようなことがございますので、初年度の到達率としては、我々としては冷静に受けとめているところでございます。それから、県外企業の誘致とあわせまして、県内企業、これが新事業に進出するなど、事業拡張ができるよう、私どもとしてもより積極的に支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

小越委員 ということは、目標がこの10年間で、目標がついているのですけれども、おこなわれている原因はそう心配することはないといいますと、このダイナミックやまなしの関係でいきますと、この到達率、1,625人を平成31年度までに、ここは可能であるという、そういう見込みでいらっしゃるのでしょうか。

初鹿野企業立地・支援課長 我々としては、その目標に向かって全力で取り組んでまいります。以上です。

小越委員 この175人ですけれども、先ほど渡辺委員からお話がありましたが、産業集積助成金、私も部局審査のときに人数と金額を聞かせていただいたのですけれども、この175人の中に先ほどの70人も含まれているのでしょうか。別枠なんですか。

初鹿野企業立地・支援課長 この 70 名も含まれております。以上です。

小越委員 ということになりますと、産業集積助成金で半分とは言いませんけれども、かなりの人数をこの新規雇用でカウントしているというふうに思うんです。昨年度の産業集積、先ほど 5 億円というお話がありました。4 社で 70 人。金額 5 億円の割に 70 人という人数が少ないと思うんですよね。1 人当たりには換算いたしますと、1 人当たりの金額がものすごく高くなります。5 億円で 70 人というよりも、もう少し大きな効果があらわれるようにするべきだと思うんですけれども、5 億円で 70 人という、金額に対して人数が少ないと思うのですけれども、いかがお考えでしょうか。

初鹿野企業立地・支援課長 産業集積促進助成金につきましては、10 人以上の新規雇用というものも交付の条件といたしておりますけれども、この助成金を交付する企業によって、設備投資や、それから製造品出荷額の増加、それから周辺企業への受発注の増加などなど、県内経済への波及効果があわせて得ることができるということでございます。先ほども御説明させていただきましたように、この 4 社については操業開始時には 70 名ということでございますけれども、その後の調査により、順調に雇用をふやしていただいております、現時点ではおよそ 120 名程度の雇用になっているということもございますし、このように操業開始時より増加するというのもございますし、とにかく今後ともこれらの企業がより多くの雇用を発生させていただけるように支援してまいりたいと、そのように考えているところでございます。以上です。

小越委員 つまり、産業集積促進助成金は雇用増大が目的ではなく、山梨県に企業が来ていただいて、そこで県税なりお金を落としてもらいたいというのが狙いかと思うのですけれども、そうしますと、雇用をどう拡大するかというところが大分抜け落ちているかと思うんです。それで、部局審査のときにもお伺いしましたけれども、雇用を主とする山梨県雇用創出奨励金について、昨年度は 930 万円の助成金で、正規雇用が 9 人、非正規が 3 人ということで、先ほどの産業集積に比べまして、助成金の金額と雇用の拡大でいきますと、はるかにこのほうが雇用が拡大する率が高いと思うんですけれども、いかがでしょうか。ここをもっと拡大するべきだと思うんですけれども。

上野労政雇用課長 雇用創出奨励金制度につきましては、今年度から支給要件の変更をさせていただいております、昨年度までは非正規雇用も対象としていたところでございますが、今年度から正規雇用に限定することとさせていただいております。また、これに伴いまして、20 人以上の新規雇用が要件となっていました企業参入型農業など 3 業種につきましては、雇用人数を 10 人以上に緩和させていただき、また、10 人以上の新規雇用が要件となっておりました製造業など 8 業種につきましては、新規雇用を 5 人以上に緩和させていただいたところでございます。県内企業が活用しやすい制度に改正したところでございまして、今後とも制度の周知を図って正規雇用の拡大に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

小越委員 そのとおりだと思うんですよね。昨年、多分、いろいろな教訓、反省から、正規雇用に今回、今年度から限定するというふうにして、人数も変えた。そのことをやっぱり雇用創出のことを山梨県はここまでやっているんだということを、とりわけ新規の工業所を立地するというよりも、中小企業の方々が新規に雇用を拡大す

るところでこの制度が使えると思いますので、また産業集積だけでなく、産業集積と併用できないということを聞いておりますので、とりわけ中小企業の方々、設備投資ではなく雇用を増やすということを念頭にするのであれば、この雇用創出奨励金をもっと拡大して、もっとPRしていただきたいと思っております。

それで、山梨県として正規雇用拡大に向けての昨年度、成長産業のいろいろな政策もあったのですけれども、具体的に正規雇用拡大に向けての取り組みというのはどのような効果があったのでしょうか。成果が。

上野労政雇用課長 県では、正規雇用の拡大を図るために中小企業の労働政策アドバイザーを県内企業に派遣しまして、国や県の助成制度の周知を図っているところでございます。また、山梨ものづくり産業雇用創造プロジェクトを実施いたしまして、成長分野への進出を図る企業を支援して、正規職員など、良質な雇用を創造するとともに、仕事を求める若者のスキルアップとトライアル雇用などを行いまして、就業に結びつけるように努めてまいりました。

具体的な人数ということで成果を申し上げますと、先ほどの雇用創出奨励金につきましては、委員から御指摘がございましたように、非正規、正規を含めて12人の雇用がございました。また、山梨のものづくり産業雇用創造プロジェクトにつきましては、平成27年度の雇用実績として104人の方の雇用をしているところでございます。以上でございます。

小越委員

今回のこの175人、企業立地で新規雇用175人というのも正規雇用に限らずなっておりますし、産業集積助成金よりも雇用創出奨励金のほうにもっと力を入れていただきたいと思っています。正規雇用の拡大をこれから抱えていく中で、非正規から正規にさせていくという制度も山梨県のところは目標に対して42%というふうに労働局は発表しております。ぜひ正規雇用を何人にするかというのを目標に掲げて、これから取り組んでいただきたいと思うのですけれども、その今後の見通しについて最後お伺いしたいと思います。

上野労政雇用課長 委員も先ほどおっしゃいましたけれども、昨年度、27年11月に山梨労働局が中心となりまして、経済団体、労働団体なども加わりまして、山梨県正社員待遇改善本部というものを設置させていただいております。その中で正規雇用の目標等を設定させていただいております。県全体で各労働団体、経済団体、山梨労働局とも協力しながら、その目標達成に向けて努力したいと考えております。以上でございます。

質 疑 総務部・県土整備部・議会事務局関係

（県営住宅使用料の収入未済額について）

山田（一）委員 それでは、部局審査でも若干質問が出たわけですけど、県営住宅の使用料の収入未済額についてであります。改めて 27 年度における現在入居者の収納率と、収入未済でいて、もう既に退去した人と分けて収納率を教えてくださいませんか。あくまで平成 27 年度。

久保寺住宅対策室長 累積滞納額につきましては、滞納退去者、全体では 3 億 6,618 万 5,000 円余ということでございまして、このうち退去者の滞納額が 2 億 8,716 万 8,000 万円余ということでございます。現在の入居者の滞納額につきましては、7,901 万 8,000 円余という状況になっております。

山田（一）委員 いや、収納率。

久保寺住宅対策室長 昨年度の収納率という。失礼いたしました。

昨年度の収納率ですけれども、全体といたしまして現年度、過年度合わせて 82.40%という状況でございます。

山田（一）委員 次に、未収金対策について伺うということでございますので、この未収金対策における保証人を当然立てているわけですが、その保証人の要件というのがあるのですが、27 年度、入居に対して保証人をどういう形で、県の何か規定みたいなものがあるわけでしょう。もちろん民法の規定はあるわけですが、その辺のところを、保証人についての要件を教えてくださいませんか。

久保寺住宅対策室長 連帯保証人につきましては、原則、1 名を契約書におきまして連署していただくということで条例及び規則で決まっております、原則として 1 名をつけていただいているという状況です。その連帯保証人につきましては、収入要件等につきましては入居者と同程度以上ということで条例及び規則のほうで決まっております、その他、県内に住所を有する者、それから独立の生計を営む者、それから公営住宅に入居していない者ということの 4 つの条件がございまして、この連帯保証人を原則として立てていただいているという状況でございます。

山田（一）委員 ちょっと誤解もあってもいけないと思うのですが、その入居者と同程度という、保証要件としては民間ではちょっと考えにくいですね。ただ、県で条例が決まっているのであれば、それはやむを得ないのですが、県営住宅とか公営住宅というのは、わりあい所得の低い人用に用意されているという意味合いが結構多いと思いますので、ちょっとそれは県の条例ですから、それ以上は言えないと思うのですが、少しその辺も今後見直したほうがいいのかなとは思いますが。そこで、私から見れば、ちょっと保証人要件が甘いと思うのですが、27 年度において何件について保証人に対して催告書を送ったのか、次にお聞きをいたします。

久保寺住宅対策室長 保証人に対しましては、27 年度までにつきましては 3 カ月以上滞納をした場合に、納入協力依頼という形で毎月、連帯保証人には 3 カ月を超えた場合に発付をしております。この件数でございますけれども、ただいま昨年分の全体で何件出したかというデータは現在持ち合わせてございません。

久保寺住宅対策室長 昨年度分につきましては、早急に調べて手元に届けるように今、手配をいたします。

山田（一）委員 そういうことで、私は少しやっぱ甘いのかなと。これまでもたびたび土木の委員会の中で、この県営住宅の家賃が未収が多いということでありまして、そこでどういう催告書を送っているのかということ、今朝届けていただいたんです。2カ月滞納者連帯保証用と長期滞納者。で、長期滞納者と、それから短期もそうなのですが、同じ文面なんですね。これだとやっぱり1回目に来て、2回目に来てっていう、ドキドキ感っていうのかな、そういうものがやっぱり違うと思いますし、この規定は「民法454条の規定により、連帯保証であるあなたに対して」とあるのですが、これ、私は454条というのは、連帯保証の場合の特例で、これは催告の抗弁と検索の抗弁ができないと。いわば本来の債務者がいたら、先に、あそこはお金持ってそうだからそこ調べろと。あるいはそっちに催促を先にすべきだっていう、こういう抗弁ができるというのが前2条の規定は適用しないとあるわけなんですね。だから、私は、単に「454条の規定により」っていうことよりも、例えば民法の規定によりって、この条文自体、私はコピーして送るぐらい、2回目はね、送るぐらいにしないとあまり効果ないんじゃないかなと思うんですが、昨年度のそれを受けて、昨年度は長期滞納者のいわゆる収納したっていうのはどのぐらいの金額になるんですか。

久保寺住宅対策室長 昨年度の長期滞納者の収入という御質問でございます。昨年度ですけれども、長期滞納者、6カ月以上というくくりで申し上げますと、6カ月以上の現入居者につきましては、6カ月以上から12カ月までが22名で、317万円余です。それから、12カ月以上の入居者が5名ほどおりまして、これが196万3,000円余という形です。それから、訴訟で和解をしております、分割納入中の者が169名ほどおりまして、6,166万円余という形、これが滞納額でございます。滞納状況という形になっております。

山田（一）委員 それでは、今年、今年ですよ、間違えたらごめんなさい。今年、だから27年度はそうなんだけど、今年はその収納のための室まで設けているので、ぜひこういう問題、大至急解決をしていただきたいということで、私は質問を終わりますが、先ほどの件については資料を後ほどお願いをしたいと思います。以上です。

望月委員長 久保寺室長、資料のほうを提出お願いしますね。後でいいですよ。

（収入未済額について）

遠藤委員 それでは、歳入歳出決算説明資料の県土3ページにあります収入未済額の雑入であります。1億2,396万6,000円についての質問をさせていただきます。この件につきましては、昨日の森林環境と同一案件ということだったのですけれども、改めて同じ質問をさせていただきますが、平成27年度、この収入未済についてどういう取り組みをしたのかお伺いをいたします。

鶴田治水課長 平成27年度の対応ですけれども、当該案件につきましては、不当利得の返還請求にかかわるもの、これが1億2,396万円余になっておりまして、このうちの1億2,263万円余と、河川工事等原因者負担金にかかわる3,539万円余の、合わせて1億5,802万円余の債権がございます。財産調査を実施いたしまして、債権の回収に取り組んできたところではありますが、具体的には平成27年度は県内主要銀行の本店及び支店のさらなる預金調査、それから、原因者の両親名義の財産

の調査、それから前年度の調査で判明をいたしました預金 6 万円余の回収と 2 万円の差し押さえ等を行ったところでございます。

遠藤委員 回収が非常に難しい案件だというふうに昨日のやりとりの中でも感じたのですが、ただ、ここの問題に至るまでは、実は平成 8 年から地域の中ではトラブルといいますか、問題視されていて、その当時は 500 平米ほどの土砂が盛り上げてあったということだったのですけれども、10 年たって 1 ヘクト余りに広がっているということでありました。この間、なぜこのような事態になったのかということ、を森林環境のほうにも伺いたしましたので、県土整備部としてもその対応等は、どういうふうにしたのか伺いをいたします。

鶴田治水課長 ここの今回の該当するところは、1 級河川といたしましては仲間川ということになりまして、仲間川のかなり上流の部分で土砂が盛られていたということで、河川管理者といたしましては詳細には把握をしてございませんでした。

遠藤委員 平成 18 年の 9 月議会において、当時の山本知事が議会に対して説明をされたわけなのですが、その時点まで状態については御存じなかったという解釈でよろしいのでしょうか。

鶴田治水課長 実際にその仲間川に土砂が埋塞をいたしまして初めて理解をしたという状況でございます。

遠藤委員 河川管理者として定時点検とか地域の自治体で問題になっていることなんでしょうけれども、それもちゃんと見ていなかったというふうには私は思うのですが、その辺についていかがですか。

鶴田治水課長 河川から距離があったということで、当然、その部分については森林環境部のほうで指導していたということで、直接は河川管理者が対応をしていたということにはございません。

遠藤委員 こういうことで大きなトラブルになったわけなのですが、この案件を踏まえて、事後対策を講じたかどうか伺いたします。

鶴田治水課長 特に河川管理者といたしましては対策を講じてございません。当面、土砂が埋塞をした直後の応急的な水路の確保、それから土砂の撤去ということを実施しております。

遠藤委員 何か、こう、腑に落ちないんですけども、これだけ県の財政のほうに影響を及ぼしているにもかかわらず、しかもこの、要するに未収金が回収する可能性も非常に少ないような私は感じがするのですが、土木としてこれが全く対応もしていないということなのですが、私はこれ、不自然だと思うのですが、そういう答弁でよろしいのでしょうか。

鶴田治水課長 この件に関しまして、森林環境部のほうで直後の平成 19 年 7 月に山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例を制定をしているということで、情報共有をいたしまして、一緒になって情報の把握に努めてまいりたいと思っております。

遠藤委員 私、昨日、全く同じ案件を森林環境のほうに伺ったところ、私は、森林環境は積

極的にやっているなというふうな感じはしました。ただ、今日、県土整備のほうにお伺いしたところ、非常に残念だなというふうに逆に思ったのですが、峡南地域のほうにおいても、中部横断道絡みのセレン処理等々の関係で土の山があったりするんですけども、そういうので今後も起こらない可能性はないので、その対応等は、既にこういう事件があるので、やられているのかなというふうに私は思ったのですが、ちょっと今の答弁は残念なんですけれども、もうちょっと前向きな考え方はできないんでしょうか。

鶴田治水課長 改めまして森林環境部のほうの条例も制定をされておりますので、積極的に連携をいたしまして、情報把握に努めてまいりたいと思っております。

遠藤委員 もう過去のことで、今さらどうにもならないのですが、ただ、議会との対応もこの件についても 10 年も前に知事が議会に報告をしたということしか残っていない。決算審査では毎回この雑入は出てくるのですけれども、一度、議会のほうに丁寧な説明をしていただきたいと思いますが、部長、いかがでしょうか。

大久保県土整備部長 時間がちょっと経過している案件でございます。ただ、やはりこういう事象に至るまでの間というのは、当然、今、遠藤委員がおっしゃられたように、そこは行政として気づくべき案件だったというふうには思っております。その上で地元の上野原市、当時は町だったかもしれませんが、地元の市、町、また県庁の中で各一部局との連携をしっかりと図ることで、警告の仕方とか、いろいろな対応の仕方があったかなというふうに思っております。河川管理者としては、河川区域の中については、パトロールをやっておりますが、河川区域の外の盛土というのは、ここに限らず、そういう案件はこれまでも実際にございまして、そのたびに関係部局、それから関係市町村と一緒にやって対応した例もございまして、この案件につきましても十分でなかったというふうな可能性がございます。

今後、盛土が大きくなればなるほど対応が難しいというのは当然でございますので、事前に早めの対応をしっかりと心がけて、地元の皆さんの安全安心という観点からしっかりと連携をとってやっていきたいということで、改めてその辺をしっかりと部の中でも徹底してまいりたいと思っております。以上でございます。

遠藤委員 すみません、議会への説明を質問したんですけれども。

大久保県土整備部長 ちょっと古い案件でございますが、現在、現存する資料、あるいはもし担当者がまだいれば聞き取り等を行いまして、状況について、後日、説明をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

（適正な会計事務の確保と財務情報の開示について）

早川委員 主要施策成果説明書の 139 ページ、右側の一番下です。公会計。適正な会計事務の確保と財務情報の開示にかかわる地方会計の整備について伺います。これは総務部に伺います。この動きというのは、間違えていなければ、今までの現金主義会計の、それではなかなか見えにくい部分や何かを、コストとかストックを把握する中でより中長期的に財政運営に活用していくという、そういう考えだと思っておりますけれども、そういった中で本県でも国から示されましたよね。総務省のモデルみたいなものが。それを受けて、たしか 21 年度から公表しているものと認識をしているわけなんですけれども、そこで、この 27 年度のここに書いてある決算についてお伺いします。

国から平成 26 年 4 月に複式簿記の導入と、固定資産台帳の整備を前提としまし

た財務書類の作成に関して、統一的な基準を示して、この決算年度の 1 月には 27 年から 29 年までの 3 年間で全ての地方公共団体で財務諸表の書類を作成するように要請をしていると思うんですね。まず、地方会計整備に係る 27 年度の決算額と作業の内容についてお伺いをします。

泉財政課長

お答え申し上げます。ただいま御指摘をいただきました主要成果説明書の 139 ページにつきましては、会計事務についてのお話でございます。また、決算額という今、御質問をいただきましたけれども、決算額といたしましては、27 年度については実はございません。ただ、今、御指摘いただきましたように、29 年度に向けて 3 年間で事務をやっております。新たな公会計の導入に向けましては、貸借対照表の作成の前提になります固定資産台帳をまず整備をいたします。そのための、まず事務的な整理を 27 年度に行っております。そのため、今回の決算額がございませんけれども、これから 29 年に向けてさまざま、事務的な整理、事業として行っていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

早川委員

決算額は準備中だから出ないということで、今、答弁いただいた 27 年度の進捗状況を踏まえる中で、期限が最終年度に向かってあると思うんですけど、作業の内容が、間に合うのか間に合わないのか、27 年度の決算を踏まえる中で作業の進捗についてお伺いします。

泉財政課長

御指摘いただきました件につきましては、今、申し上げました固定資産台帳、こちらの整備につきましては昨年度から始めておまして、資産の把握を進めまして、今年度末には完成をさせる予定でございまして、公会計の財務書類のための基礎となる資料ができ上がる予定になっております。また、地方公会計システムを構築していくに当たりましては、今、県が所有をしております財務会計システム、こちらのシステムを改修をしていくことが必要でございます。これにつきましては、今年度、事業費として計上いたしております。また、あわせまして、いわば会計知識につきましては、専門家の方々からの御意見をいただくということで、今年度、新日本有限監査法人のほうとも支援業務の委託契約を結ばせていただきまして、技術的な助言をいただきまして、より 29 年度に向けてブラッシュアップをしていると、そのような状況でございます。以上でございます。

早川委員

答弁いただいて、期限に間に合うように作業が進められているのは理解ができたのですが、このままいろいろ順調に作業を進めていく中で、来年度中に、ちょっと先なんですけど、統一的な基準に基づく財務諸表が、財務書類が完成するということになると思うんですね。そこで、この 27 年の取り組みとか、国の流れを踏まえる中で、そもそも県として新たな地方公会計の活用についてどう考えるかお伺いします。

泉財政課長

お答え申し上げます。新たな地方公会計の制度の趣旨といたしまして、先ほど御指摘いただきましたけれども、財務書類をまず固定資産台帳を前提といたしましてつくるということでございます。つまり、各県が所有します資産、それから資産にかかる見えないコストというものが実は減価償却という形で発生をしております。そういったものをよりわかりやすい形で県民の皆様を示すことができるというふうにまず一つ考えております。

また、こうした状況を改めて分析を行っていきまして、県が所有します公共施設、そういったもののマネジメントなどにも活用していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

早川委員 議会にも県民にもいいことなんだと思うので、よりわかりやすく、上手に使っていただきたいと思います。

（実質公債費比率及び将来負担比率について）

質問変わります。山梨県健全化判断比率審査意見書の 2 ページに、実質公債費比率へのことから、この起債をもとに本県の財政運営についてお伺いをします。27 年度に基づく中なのですけれども、9 月の定例議会でも財政の健全化比率の判断のうちの実質公債比率が 16.2% から 15.9% で 0.3 ポイント、また、将来の負担率が 213.2% から 202.4% へ 10.8% 改善されているわけですけど、この実質公債比率及び将来負担率の改善の要因ですね、それについてお伺いをまずします。

泉財政課長 お答え申し上げます。ただいま御指摘いただきましたうちの 1 つ目でございます。実質公債費比率でございます。こちらにつきましては、昨年度、これまで県債等残高を計画的に削減をしてきておりまして、臨財債を除く地方債の部分の元利償還金がまず減少を着実にしているという部分で改善が図られております。また、将来負担比率、こちらにつきましては県債等残高をはじめとする将来負担額、県が持っていますストックとしての県債等残高が減少したことに加えまして、また、公共施設整備等事業基金、県が持ちます貯金であります、そういった事業基金の残高の増加などによりまして、県債の償還財源とすることができる基金の額が増加したことなどから改善が図られたものでございます。以上でございます。

早川委員 今、答弁をいただいて、県債残高の減少に伴って数値の改善がされているというのはわかったのですが、しかし、総務省が出している資料で団体別健全化判断比率の速報というのがあると思うのですけれども、それだと、本県の実質公債費比率 15.9% は引き続き低くはない、高い水準でして、全国でも 7 番目に高いですね。これ、起債の許可基準の 18% に近い水準にあるとも、私はそう見受けられるのですけれども、そういった中で今回、11 月にも 100 億円を超える公共工事の予算を計上したところで、今後もさまざまないろいろな資金需要があると思うんですよね。財政需要があるところで、そこで 27 年度の状況を踏まえる中で、今後、実質公債費比率はどう推移していくのか、見通しについてお伺いをします。

泉財政課長 お答え申し上げます。ただいま御指摘いただきました県債の元利償還金につきまして、県債は 20 年以上をかけて返済をしていくことが多いのですが、平成 1 桁台の終わりは、経済対策といたしまして公共事業などを中心といたしましてさまざまな事業を行っていたと。その際に発行いたしました多額の県債、これを発行した影響などから償還額で今まで高い水準で推移をしてきたということでございます。ただ、今後は県債等残高の計画的な削減を引き続き行っていくことによりまして、現在の水準よりも数値が今後低減をしていくということを見込んでおりまして、18% を超えるということはないものと考えております。以上でございます。

早川委員 本当に御案内のように低金利の状況の中で、当面は答弁いただいたように 18% を超える可能性が極めて低いという、そういうことは理解をできました。ただ、将来的に繰り返しになります。新たな財政需要が見込まれる中で、すみません、当たり前ですけど、県債を計画的に削減していくことが最も大切だと思うんですね。そこで、最後にその中で 27 年度末の臨時財政対策債等を除く県債等残高が 6,865 億円となっていますけれども、それを踏まえる中で、今後の県債等残高を削減していくための財政運営のあり方にかかわる当局の姿勢についてお答えを。

泉財政課長

お答え申し上げます。今おっしゃっていただきましたように、今後、県としても県債等残高を削減をしていくということは一つの大きな課題になっておりまして、現在の県政の掲げておりますダイナミックやまなし総合計画がございます。こちらの中で平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間で、今、御指摘いただきました臨財債を除く通常の県債等残高を、750 億円削減する計画を策定をしているというところがございます。平成 27 年度は実績といたしまして 278 億円にのぼる県債等残高の削減を既に行っているところがございます。まさに掲げました県政としての重要課題といたしまして、今後引き続き計画的かつ着実に県債等残高を削減して、県財政の健全な運営を担っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

早川委員

改めて本当に大切なことですので、ぜひよろしく申し上げます。
（電力料金節減の取り組みについて）

ちょっと質問を変えます。最後の質問なんですけど、部局審査の際にも言ったのですけれども、決算説明書の総の 6 ページですね、ここの上から財産管理費ですね。財産管理課になると思うのですけれども、財産管理費の中に県庁本庁における光熱費が含まれているという説明を受けたと思うのですけれども、このうちの電気料金はどのぐらいなのか、また、県庁の本庁について 26 年度末までに委員会棟や別棟の改修工事が終了した中で、決算の 27 年度における電力調達に当たっては、今までも言ってきたのですけれども、経費削減のために入札を行ったのかお伺いをいたします。

塩野財産管理課長 まず、平成 27 年度歳入歳出決算説明資料の総 6 ページの中に、財産管理費中庁内管理費 5 億 2,619 万円余でございますけれども、このうち本庁舎の平成 27 年度の電気料金は 1 億 3,417 万円余でございます。

次に、本庁舎分にかかります電力調達の入札についてでございますけれども、電力調達にかかります一般競争入札におきましては、当該施設の過去 1 年分の主要電力量をもとにしまして、予定使用電力量を算出をいたします。これを入札参加業者に提示した上で入札を実施することとしております。したがって、本庁舎につきましては、改修後の使用電力量を把握している最中ということでございまして、平成 27 年度に入札は実施してございません。

早川委員

電力量の経費の削減のために新電力からの調達を推進すべきだと思うんですね。26 年度からは電力調達の一般競争入札を全体では推進してきたと承知をしているのですけれども、この 27 年度における電力調達の状況はどうだったのかお伺いをします。

塩野財産管理課長 平成 27 年度につきましては、平成 26 年度に入札を実施しました 81 の施設につきまして引き続きそのときに落札をいたしました新電力事業者から電力を調達しております。また、改修工事等のために平成 26 年度に入札対象とすることができなかった 11 施設がございますけれども、この 11 施設につきまして新たに一般競争入札を実施しております。あわせまして、平成 27 年度は 92 の施設におきまして新電力事業者から電力を調達しております。

早川委員

この 92 施設の調達をしたことで、果たしてどれぐらいの経費削減ができたんでしょうか。

塩野財産管理課長 まず、平成 26 年度に入札をいたしました 81 の施設でございますけれども、

これは契約期間が 2 年間となっております。その 2 年間で約 6,000 万円、単年にしますと 3,000 万円の節減をしたというふうに考えております。また、27 年度に入札をしました 11 の施設でございますけれども、これは契約期間は 1 年間でございます。この 11 施設分につきましては、約 1,500 万円の削減をしたというふうに考えております。

早川委員 ばかにならない経費削減で、いいことだと思うので、これまでの効果を踏まえて今後も一般競争入札の電力調達を進めていくべきだと思うのですが、27 年度そういう効果を踏まえて、現状どうなっているのか。また、今後の展望についてお伺いをしたいと思います。

塩野財産管理課長 本年度におきましては、平成 26 年、それから 27 年に実施をいたしました一般競争入札に基づく電力調達に係る契約期間が今年の 9 月末で満了するということがございました。そうしたことがございましたので、去る 8 月 23 日に本庁舎を含めました、今年度は 112 の施設につきまして、電力の使用状況に応じまして、県有施設を 4 つのグループに分けました。この 4 つのグループに分けて一般競争入札を実施したところであります。この結果、全てのグループを東京電力エナジーパートナー株式会社が落札をしたところであります。この契約期間につきましては、平成 28 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの 2 年間としておりまして、東京電力の標準単価と比較をしまして 2 年間で約 3 億 8,500 万円、率にしまして 20.8% の節減効果を見込んでいます。

今後につきましては、改修工事等に伴いまして使用電力量のデータが蓄積をされていらないため、今回の入札の対象とすることができなかった施設も順次対象として入札を実施することとしておりまして、引き続き経費節減に努めてまいりたいと考えております。

早川委員 単純に 3 億円の経費節減ができたということは本当にいいことだと思うので、ぜひほかの部分も進めていってほしいと思います。以上です。

（職員の健康管理について）

佐藤委員 総務部さんのほうで、決算説明資料総の 5 の中段、それから総の 10 の上段なのですが、県庁職員は県民にとって今後の山梨を託す上で貴重な経営資源であり、財産であると思っております。身体的、精神的にも健康が第一であり、健全な体制でそれぞれの仕事に邁進していただきたいと思っておりますが、不幸にしてけがとか、あるいは病気によって業務に支障を来した例も少なくないと思っております。まず初めに、平成 27 年度中に長期間休んだ職員、何名ぐらいいらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

秋山職員厚生課長 病気などにより連続して 20 日以上休んだ職員は 88 名でございます。

佐藤委員 それは全体の職員の中で占める割合、わかりましたら何%に当たるのか、いかがでしょうか。

秋山職員厚生課長 職員全体で見ますと 2.8% でございます。

佐藤委員 ありがとうございます。甲府市の場合も大体年間 15 名から 20 名がやはり傷病休暇、特に精神面での長期休暇を行ったという事例がありましたが、割合としては同じぐらいかなというふうに思いますが、休む理由に関して、それぞれの事情があ

と思うのですけれども、特にメンタルヘルス、精神面で支障を来して休んだ方、何名ぐらいいらっしゃいますか。

秋山職員厚生課長 精神神経疾患により休んだ職員は 45 名で、全体の 51.1%でございます。

佐藤委員 県民の皆さん、あるいは議員の板挟みで御苦労されている部分もあろうかと思えますけれども、健康管理の中で総額が月額 7,146 万円余とありますけれども、健康管理費は職員の健康を管理するための経費と思われそうですが、具体的な内容についてお伺いしたいと思います。病気の早期発見につながる通常の健康診断の費用はどのぐらいになりますか。

秋山職員厚生課長 労働安全衛生法において事業者には義務づけられております定期健康診断、成人病健診、人間ドック助成など、各種健康診断に要した費用は 5,821 万円余でございます。

佐藤委員 その中で精神面に関しても健康診断があれば相談窓口とか、職員も受診しやすくして早期発見に役立つのではないかと思います。精神疾患を見つけられる健診はございますか。

秋山職員厚生課長 精神疾患につきましては、血液検査のように数値で異常の有無がわかるような検査方法はない状況でありますため、現在は見つけられる健診はございません。

佐藤委員 優しい上司がいたりとか、ケアをしていただけるという部分があれば、またそういう部分で救われるのかなと思えますけれども、とにかく病んでほしくないというふう思うわけです。

最後に、総の 10 ページの人事管理費、健康管理費の執行残が 1,315 万円余ありますけれども、内訳はどのようなものになりますか。

秋山職員厚生課長 執行残の内訳は、各種健康診断費 861 万円余、健康相談事業費 149 万円余、その他事業費 243 万円余などでございます。

佐藤委員 27 年度、精神面で苦しんでいる職員に対してどのような対応をしたか。金額ではない部分でいかがでしょうか。

秋山職員厚生課長 精神的な悩みを抱えている職員に対しましては、健康管理室において衛生管理医の面談、専門医への受診勧奨、カウンセリング相談への案内など、直接アドバイスをいたしました。また、新採用 3 年目、リーダー、管理監督者などを対象にメンタルヘルス研修を行い、自身及び職場でのメンタルヘルスケアへの取り組みを促したところでございます。以上でございます。

佐藤委員 厚生労働省の労働者の心の健康の保持促進、増進のための指針というのに、近年業務による心理的負荷を原因として精神障害を発症し、あるいは自殺したとしても労災認定が行われる事案が増加し、社会的にも関心を集めているという記載もありますが、27 年度も含め、精神面で病んでいる職員をどう守っていくか、今後の課題かなと思っておりますが、部長の見解として、職員を守る部分でいかがでしょうか。

前総務部長 メンタルヘルスの部分、近年、割合も多いということでございますので、面談、そういった支援ももちろんですけれども、そもそもそういったことにならないよう

に管理監督者、しっかり見るということも必要だと思いますので、いずれにしてもそういった職員が苦しまないような状況になるようにしっかり取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

佐藤委員 どうもありがとうございました。ぜひ職員の方の中で病まず、死なずという部分というのでぜひ職員を守っていただきたいと思います。終わります。ありがとうございました。

（庁内情報システムの統一的管理の推進について）

清水委員 主要施策成果説明書の 139 ページの庁内情報システム統一的管理の推進について、総務部に二、三お尋ねいたします。2,400 万円をかけて、山梨県の情報システム最適化計画を推進したということなのですけれども、このシステムの対象範囲はどこまでを言っているのでしょうか。

中野情報政策課長 庁内の情報システムの統一的管理を図るために、山梨県情報システム最適化計画を平成 26 年度から 30 年度までの 5 年計画で取り組んでいます。最適化計画が対象としている情報システムの範囲は、警察及び県立学校等の教育現場が使用する情報システムを除く、県庁内の情報システムを対象としておりまして、全部で 235 システムであります。以上でございます。

清水委員 予算要求額に対して 12.5% の削減ということで、業務の効率化というのは当然あったと思うんですけど、どんな取り組みを具体的にされたか御説明をお願いいたします。

中野情報政策課長 山梨県情報システム最適化計画では、規模の大きい 41 システムについて、サーバーの統合を 3 期に分けて行うこととしており、平成 27 年度は第 1 期のサーバー統合を実施いたしました。サーバーを統合することにより、今まで各課がそれぞれ行っておりましたサーバー機器の調達事務や、それに伴う運用管理業務が情報政策課が集約的に行うことにより、各課の業務負担の軽減につながっております。以上でございます。

清水委員 今回は庁内情報システムということなのですけれども、情報政策課ですから当然、山梨県を管轄するという立場から、市町村と連携したシステム化というのが、今あるのか。あるとすれば何なのか。今後どう考えているかというのをお聞かせください。

中野情報政策課長 県では、平成 16 年度から、やまなしくらしネットと呼ばれる電子申請のシステムを市町村と共同して運用しております。このシステムは住民が自宅のパソコンからインターネットを通じて、例えば住民票の請求などの行政手続や、公的施設の予約ができるシステムでございます。また、県は市町村と協力しまして、インターネットのセキュリティ対策を強化する自治体情報セキュリティクラウドの、構築作業を進めているところでございます。これら、自宅からの行政手続や公共施設の予約、あるいはセキュリティ対策のシステム構築を県や市町村がそれぞれ単独で行うよりも、共同で行う方が業務の効率化や費用の削減が期待できます。今後におきましても情報システムに関して県と市町村で共同化できるものがあれば連携して取り組み、さらに業務の効率化に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

清水委員 システムというのは目に見えないから、非常に無駄が見えづらいということがありますので、今後もしっかりとその辺の効率化を図っていただきたいと思います。（公共事業等評価の実施について）

続きまして、県土整備部について二、三、お尋ねしたいと思います。主要施策成果説明書の 138 ページの公共事業等評価の実施という事業名ですけれども、今、非常に話題になっております公共事業なのですけれども、ここに書いてあります内容には、どのようなメンバーで評価を実施されたのかまずお尋ねいたします。

中澤県土整備総務課長 公共事業の評価委員会というものを、外部の委員さんをお願いしてやっております。専門委員として農業土木、治山、都市計画、河川、そういった専門的な各大学の教授の皆様、こういった方が 6 名います。それから、一般委員として県内の有識者 4 名の方、あわせて 10 名の外部の委員さんでこの委員会を運営しているという状況でございます。

清水委員 今のお話のメンバーで評価をして、当然、いろいろな手直しとか評価の基準の見直しとか、いろいろあったと思うのですけれども、その辺、27 年度はどんな内容が具体的にあったのでしょうか。

中澤県土整備総務課長 主要施策成果説明書の 138 ページをごらんいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。こちらに評価対象事業として、事前評価、再評価、事後評価という形で報告をさせていただいております。このうち、まず事前評価についてでございますけれども、全てについて実施は適当であるというお話でございました。

次に、再評価でございますけれども、再評価が 6 事業ございまして、「計画どおり」が 2 事業、「工期の変更を行った上で継続することが妥当」が 3 事業、「計画内容を見直して工期の変更を行った上で継続することが妥当」、これが 1 事業でございます。最後に、事後評価、これが終わった後の評価ですが、11 事業について、全ての事業で事業の目的は達成されたという評価をいただいております。以上でございます。

清水委員 ありがとうございます。今のお話で、工期の変更を途中で رفتりということがあったのですけれども、執行の過程で大きな変更があった場合、評価そのものは、再評価というのはどんなふうにされていたのでしょうか。

中澤県土整備総務課長 この評価につきましては、外部委員さんにお諮りしている事前評価、これが 10 億円以上でございまして、さらに再評価というのが事業着手後 10 年以上経過してまだ継続中のもの、それに加えて、まだ 10 年はたっていないけれども大きな変更、例えば社会情勢であるとか計画の変更があったというふうな場合には、この再評価ということで委員会にお諮りをして、再度のチェックをしていただいている状況でございます。以上です。

清水委員 評価メンバーがすごい経歴の方が評価するのですけれども、この内容を評価するときに、実際に現場を見ないとわからないとか、そういったことがすごく重要だと思うのですけれども、そういうのはどのぐらい取り入れて評価されているのでしょうか。

中澤県土整備総務課長 まず評価に関しましては、評価委員会で私どものほうから事業概要の書類上の説明をさせていただいております。それを吟味いただきまして、各委員の御意見の中で、これは現地調査が必要であろうというものを抽出をいただきまして、そ

の都度、委員の選定による調査箇所を現地調査をするというやり方でございます。以上です。

清水委員 一番最終的な結果を県民に広く公表する必要があるかと思うのですが、今、どんな方法でそれはされているんですか。

中澤県土整備総務課長 この評価委員会につきましては、逐一状況を県のホームページで、会議の開催でありますとか、議事録でありますとか、こういったものは逐次掲載しております。また、この委員会の最終的な結論については知事に対して報告書を提出しております。その際には報道機関へも情報提供を行い、内容についてはホームページに掲載するというので、適時適切な情報公開に努めております。以上でございます。

（公共土木施設等の長寿命化・耐震化の推進について）

清水委員 もう 1 点質問させていただきます。主要施策成果説明書の 118 ページの公共土木施設等の長寿命化・耐震化の推進というテーマで、すごい莫大な金額を決算額として計上されているのですが、ここには 11 項目、長寿命化計画ってあるのですが、そのうち私が聞きたいのは橋梁と砂防堰堤と下水道。この 3 つについてそれぞれ長寿命化の内容と、それで 27 年度、何を取り組んだのかということと、その長寿命化計画の完了はいつごろかという、その 3 つについて、橋梁、砂防堰堤、下水道についてお答えいただきたいと思います。

雨宮道路管理課長 まず、橋梁の長寿命化について説明をさせていただきます。まず 1 点目の内容なのですが、高度経済成長期に整備された、県が管理している多くの橋梁は、今から 14 年後、2030 年になりますと約半数が新設から 50 年がたちまして、このため、補修等を実施していくという形なのですが、長寿命化計画としましては最適な時期に、最適な工法により補修し、橋梁を長持ちさせ、更新費用等のトータルコストを削減するとともに、補修更新費用が年度に集中しないように予算を平準化させることを目的に、平成 22 年度に橋梁の長寿命化計画を策定したところであります。この計画に基づきまして、一定の補修を加えるとともに、5 年に一度の定期点検を行い、橋梁の長寿命化を図る予防保全型管理に切り替え、ライフサイクルコストを軽減する戦略的な取り組みを行っているところであります。これが橋梁の長寿命化の内容になります。

次に、平成 27 年度の取り組み状況と進捗状況でありますけれども、平成 27 年 12 月に社会資本整備重点計画を策定した関係から、平成 27 年度には 3 橋の補修を行ったところであります。平成 22 年度からしますと全体で 87 橋を補修をしたところであります。

最後になりますけれども、計画の完了はいつごろになるかということなのですが、平成 22 年度に策定しました山梨県橋梁長寿命化実施計画は、10 年、平成 22 年から 32 年の計画であります。長寿命化計画は既存の施設の健全性を保ちながら長期にわたり使い続けるよう、永年的に続くものであるということから、現在の計画が終わり次第、新たな計画を策定、見直しを行って橋梁を今後も適切に維持管理をしていきたいと考えているところであります。以上です。

武藤砂防課長 砂防堰堤の長寿命化についてお答えいたします。まず、長寿命化の内容です。砂防堰堤や崖崩れ防止施設などの砂防施設は繰り返す風水害によりましてかなりの施設が劣化あるいは老朽化しています。このため、施設のひび割れ、磨耗、損傷、変形などについての点検を行い、損傷が軽微である早期の段階で予防的な修繕を計

画的に実施することで長期にわたりその機能を維持確保していくものであります。

次に、平成 27 年度の取り組みと進捗状況についてです。主要施策成果説明書の 118 ページに記載してあります。まず、砂防施設の長寿命化計画の策定についてであります。計画の策定に際しての作業フローですけれども、まず砂防堰堤の点検要領というものを作成します。次に、現場の施設の点検を行います。これを踏まえまして、点検結果に基づき、施設の健全度の把握、対策の優先度の評価、これらを行いまして、長寿命化計画を策定するという流れになります。平成 27 年度はこのうちの点検要領の策定、これを平成 28 年 3 月に完了したところでございます。

次に、砂防堰堤の長寿命化についてですが、施設の損傷が著しく早急に対策工事が必要な塩山市の日川、南アルプス市の御勅使川、大月市の寒場沢におきまして長寿命化計画の策定完了に先立ち、平成 27 年度に修繕工事を実施したところであります。

最後に、計画の完了と予定時期についてですが、砂防堰堤の長寿命化計画は、先ほど御説明いたしました作業フローに基づき、平成 30 年度の計画策定を予定しており、その時点で整備スケジュールを策定いたします。なお、整備スケジュールはおおむね 10 年程度の期間を目安として計画を立案していく予定であります。以上でございます。

久保田下水道室長 下水道施設の長寿命化についてお答え申し上げます。まず、内容についてでございますが、下水道整備の進展に伴い、施設ストックが増大し、老朽化等に起因した施設の構造耐力や設備の処理機能の低下などが想定されております。そこで、単純に必要な施設や設備をつくり直すという方法ではなく、小さな修繕や補強によりその健全度を向上させ、延命化を図っていくということで長寿命化計画を策定しております。この計画においては、ライフサイクルコストの最小化を目指した施設管理とあわせて取り組んでいくということとしております。

続きまして、平成 27 年度の取り組み状況でございます。富士北麓流域下水道においては河口湖第 1・第 2 ポンプ場と幹線管渠の長寿命化計画を策定し、処理場の脱水機設備の更新工事を実施いたしました。峡東流域下水道では、幹線管渠の長寿命化計画を策定し、処理場の水処理設備の更新工事を実施いたしました。釜無川流域下水道では、幹線管渠の長寿命化計画を策定し、釜無川 1 号幹線の管渠更生工事を実施いたしました。桂川流域下水道では、処理場の長寿命化計画を策定いたしました。幹線管渠につきましては、現時点で対策が必要な延長が約 1,450 メートルであり、平成 27 年度には約 330 メートルを実施し、約 2 割程度の進捗となっております。

続きまして、計画の完了についてでございます。長寿命化計画では各施設及び設備の建設年次や供用年次をもとに、老朽化等の状況を調査し、健全度を評価する中で、各施設の機能が損なわれず、コストのかからない延命化策というものを目指しております。そして、対象となる施設ごとに 5 年間という期間を定めて、各施設の健全度を向上させる対策を講じておりますが、施設の使用期間の経過により、健全度が低下した新たな施設というものが徐々にあらわれてまいります。そこで、計画の追加をするなど、見直しを行いつつ、さらなるライフサイクルコストの低減化を図る継続的な計画としております。したがいまして、最終的な計画目標というものをいつ完了するとはお示しできませんが、経過年数にあわせ、適時適切な見直しを繰り返しつつ、常に汚水処理機能の健全性を確保してまいります。また、日常の汚水処理機能はもとより、災害を受けた際の重要なライフラインに位置づけられておりますので、機能の保全を目指した施設管理を継続してまいります。以上でございます。

清水委員 ありがとうございます。今、日本各地で異常災害が連発していますけれども、今、お話にありましたように、緊急水路の確保とか、ライフラインの確保って、これは非常に重要なんですけれども、今、BCPという考え方がすごく重要視されております。こういう考え方もしっかり入れた中で今後の業務推進をお願いしたいと思います。それを要望して終わります。以上です。

（住宅新築資金貸付金償還金について）

小越委員 まず、不当と認める事項の2番目、同和事業の住宅新築資金または地域改善、ここは高等学校は教育委員会関係ですが、住宅新築資金は県土整備部関係ですので、まずここを不当と認める事項についてお伺いいたします。

住宅新築資金、決算説明資料、県土整備の3ページにありますけれども、これは同和事業であります。既に貸付事業は終了しております。残額は4億2,300万円、貸している人451人中完了は130人ということですのでよろしいでしょうか。

渡井建築住宅課長 ただいま委員から質問がありましたとおりのデータでございます。

小越委員 これは実施主体は市町村ですけれども、市町村、やっているところ、やっていないところありますが、市町村が県にお金を払っているという状況になっております。それで、これはたしか昭和54年か55年ごろ始まって、平成39年で何とか終わりにさせるとなっておりますが、4億2,300万円も残っている次第です。そして、451人中完納したのは130人という答弁が前回ありました。これはもう50年近くもたってしまうわけになります。そこで、多額のこの問題について県はどのように昨年度は対応してきたのか、平成39年までのめどはたつのでしょうか。

渡井建築住宅課長 この制度について簡単に申し上げますが、歴史的・社会的理由によって生活環境等の安定向上が阻害されている方々に対して、県が6分の5、それに6分の1を市が重ね合わせて対象者に貸付を行っている。基本的には新築資金、改修資金、宅地の購入等に充てられております。返済は25年。既に本県におきましては4市が事業化を図っておりまして、貸付事業は平成15年で終了しております。現在までに4市のうち2市は繰上償還等を行いまして、県との償還関係はもう終了しているという状況です。それから、残りの2市を含めまして、償還率ですけれども、県と市の関係につきましては、ほぼ9割がもう終わっているという状況で、残り1割がまだ先ほど委員から御質問がありましており、償還が今、進んでいるというふうに御理解いただきたいと思っております。

その上で、県といたしましては、債権債務の関係にあります市に対しまして、積極的な支援活動といいたしても、直接そこに督促ができるわけではありませんので、全国的な状況、それから県のほうの支援に基づきまして、指導等に基づきまして、ある行政庁におきましては、市全体として条例化をして督促の強化を図っているところの情報もありますので、そういったことを周知を図る中で督促の強化に努めていきたいと考えております。以上です。

小越委員 先ほど、県営住宅の未収金の話がありましたけれども、この同和事業については督促、差し押さえ、連帯保証人の追及というのが非常に甘いと思っております。そこは市町村任せにせず、県も一緒になりましてこここのところの同和事業も収束しております。平成39年には終わるわけですから、4億2,300万円、しっかりと払っていただくように、ぜひ努力をお願いしたいと思います。

渡井建築住宅課長 全国的な研修会等におきましても、法的措置の関係の研修がなされております。

また、県におきましても、国等からの通知等を適切にお伝えする中で、支払いをいただいている方との不公平感、それがなきよう取り組みを指導してまいりたいと考えております。以上です。

（不用額について）

小越委員

次に、留意すべき事項の県土整備部のところですか。決算説明資料 県土の 12 ページもあるのでありますが、国直轄道路事業費負担金 13 億円不用額として残っております。たしか中部横断道関連の不用額だとお聞きしたのですが、このことについて中部横断道の工事の進捗に支障があったりしたことはないのでしょうか。

丸山高速道路推進課長 このことによりまして中部横断自動車道の工事に支障があったということはありません。

小越委員

そうしますと、それ以外、13 億円という多額のお金ですけども、これは国直轄事業で県の負担金ですので、ほかに流用することが多分できないかと思うんです。13 億円という金額はかなり大きい数字でして、そうしますと、ほかの公共、例えば維持修繕ですとか、先ほどの耐震とかに使えるはずだと思うんですけども、一見大きな数字があるけれども、本当は使えなかったということで、こういうところについては見せかけの公共事業の経済対策にならないようにしっかりしていただきたいと思います。

（交通対策道路事業費について）

次に、県単独の交通対策道路事業費が減少されております。これはどうしてなのでしょう。

雨宮道路管理課長 交通対策道路事業は、国補対象とならない電線共同溝の引き込み設備や区画線の引き直し等に充当しております。決算額ではマイナス 5,000 万円程度減少していますが、予算ベースで見ますと、平成 25 年、過去 3 年間で比較してみますと、平成 25 年が 5 億 1,000 万円、26 年が 5 億 6,000 万円、27 年が 5 億 6,000 万円と、ほぼ同額で、前年度からの繰越や翌年度への繰越の増減により決算額が増減しているところであります。決算額の減少に伴う影響はないと考えております。以上です。

小越委員

影響はないというお答えでしたけれども、次の不当と認める事項の道路の区画線、警察管理道路表示の（1）のところと絡んでくるのですけれども、道路の区画線というお話がありました。県議会 9 月議会でも質問させていただきました。県管理 3,700 キロの区画線のうち、平成 28 年 3 月末、27 年度末で消えている箇所が 300 キロあると答弁がありました。2 年前にこれは 800 キロあったわけです。平成 26 年 3 20 キロ、平成 27 年 300 キロやって、残り 100 キロは残っていると。この 2 年前というのは大雪だったわけです。大雪の後、結局、26 年、27 年と、予算も取ってやったと言いますけれども、100 キロも残っていると。大雪の後だから仕方ないで済まされないと思うんです。100 キロもわかっているのに残したということは、どうしてこういうことをするのでしょうか。予算をしっかり取って、支障はなかったと言いますけれども、大事な区画線のところを 100 キロも残したまま 2 年間も放置しておいたということはゆゆしき事態じゃないんでしょうか。いかがですか。

雨宮道路管理課長 委員の御指摘のように、豪雪を含めた区画線の損傷はその時点の調査の結果、

約 800 キロと、甚大であったことはこの前の委員会で説明をしたところでありませぬ。約メーター 500 円になりますので、800 キロありますとおおむね 4 億円になります。先ほど説明しました交通対策によって施工するわけなのですけれども、限られた予算の中、2 年間で全ての補修を行うことは困難でありました。そのため、800 キロの中で損傷の度合いや交通量の多い幹線道路から優先的に補修を行ってきたところでありませぬ。また、引き直しができなかったものにつきましては、道路パトロールにより監視し、通行に支障がないよう努めてきたところでありませぬ。具体的には、さっき委員が指摘してまいりましたとおり、平成 26 年度に 383 キロ、これは交通対策道路事業費で 1 億 4,000 万円と道路修繕費 4,800 万円、平成 27 年度に 308 キロ、交通対策道路事業費で 7,200 万円、道路修繕費 7,700 万円の補修を行って実施をしてきたところでありませぬ。

最後になりますけれども、区画線は交通安全上、重要な道路施設でありますから、今後も道路の適切な維持管理に努めてまいりたいと思っております。以上です。

小越委員

先ほどは支障がなかったと答弁があったのですが、今は違いますよね。お金がなかったからできなかったという答弁がありました。これは、道路状況が危険だということわかっていながら、知っていながら、それを引かなかったというのは、もし事故があったときに大変な事態、誰が責任ということを含めてですけれども、それについて、だったら補正予算を取ってもすぐ対応するべきだと思うのですけれども、部長、このことについてどうお考えかお聞かせください。

大久保県土整備部長 白線の消え方といいますか、本当に見えなくなるような消え方、あるいはこれだとまだもう少しつんじやないかという消え方、いろいろありますので、その辺も含めて現地でパトロールしながら、観測しながら、優先度の高い箇所について対応しております。昨年 12 月の議会でも県単独の補修費を増額補正していただきまして、それらで対応したという状況でございます。当然、引き直した直後ぐらいの状況が全県で対応できれば、それはそれで望ましいことだと思うのですが、なかなかそこまでになるともっと多くの予算が必要になります。今、限られた予算の中でというのは、まさに状況を見ながらということの説明の仕方の一つだというふうに考えております。現在残っております、あと 100 キロ近い区画線でございますが、現状でも支障があるという状況ではございませんが、ただ、早急に対応すべきというふうには考えておりますので、これらについては今後、平成 29 年度予算編成の中で対応してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

小越委員

100 キロ残ったのは 2 年前です。そして、毎年毎年劣化していきますので、100 キロやったら終わりじゃないです。毎年毎年、毎年これは繰り返されるので、しっかり予算を取って対応していただかないと、先ほど、国直轄は 13 億残して、ここは予算がなかったからできないというわけにいきませぬので、ぜひそこはすぐ補正予算を取って対応するような仕組みをつくってまいりたいと思っております。

（基金について）

次に、特に留意すべき事項主要 3 基金 822 億円にもなったことについてお伺いいたします。今回、公共施設建設のための基金 64 億円を積み増しました。決算審査意見書 47 ページにあります。そうしますと、公共施設建設のための基金 64 億円積み増しをして、基金残高は公共施設整備等事業基金 255 億円、財政調整基金、財調が 261 億円ということで、ほぼ拮抗するような金額になっております。何のために 64 億円積み増して 255 億円もあるのか、その用途、目的を県民にどのように知らせたのでしょうか。

泉財政課長

お答え申し上げます。公共施設整備等事業基金につきましては、公共施設の整備等を円滑に推進することを目的として、条例に基づきまして設置がされているものでございます。こちらは、昨年度の 2 月、ですから平成 27 年度の 2 月補正予算において計上したものでございますが、この基金全体の趣旨から申し上げますと、基金につきましては、リニア駅周辺整備や発達障害などの子供に対する治療支援施設、県立学校の整備など今後見込まれる大規模なプロジェクトの予定されているものに対する財源として活用することを想定しておるところでございます。以上でございます。

小越委員

え、リニアのために積むなんていう説明はありましたか。私、昨年そのような聞き方はしていないんですけど。リニアのために積んだってなりますと、リニアのためにどのぐらい目的で積んだというふうに説明されるんですか。

泉財政課長

リニアのためにということ限定してお答えしているわけではございませんで、リニア駅周辺整備や発達障害の子供に対する治療支援施設、県立学校の整備など、今後見込まれる大規模なプロジェクトが数々見込まれるということでございまして、そういったものに対する財源として、今後その都度検討する中で活用することを見込んでいるというふうにお答えをしたものでございます。以上でございます。

小越委員

県は昨年、県有施設はこれ以上、床面積を増やさないとの方針も出しております。それと整合性がどうなるかというふうに思っているんです。全部主要 3 基金合わせますと 822 億円です。今回、平成 28 年度の予算にも 160 億円、財政が大変だからと基金を取り崩して歳入を入れております。もしこれが毎回毎回、不用額、使わなかったということが残りますけれども、そうしますとまた財調に積み重ねていくのでしょうか。そうすると 822 億よりもっとたくさんになるわけですよ。なぜこのように公共施設、それから主要 3 基金、こんなになぜ積むのか御説明ください。

泉財政課長

基金につきましては、これは各公共団体が定めている条例に基づきまして、各地方公共団体のほうで計上されております。地方公共団体の財政自体が経済の不況など、大幅な歳入不足に見舞われたり、災害の発生など、思わぬ支出の増加を余儀なくされるということは、当然、将来予想できない中で可能性があるということでございます。これに備えるためにも基金を一定程度確保するという事は各自治体で行われていることでございます。以上でございます。

小越委員

昨年、平成 27 年の山梨県 IR 資料によりますと、山梨県の基金残高、これは平成 25 年の決算時ですけれども、主要首都圏近郊 9 団体人口 1 人当たり第 1 位です。基金残高。全国的にも多いほうから第 3 位です。山梨県は非常に基金持っております。標準財政規模当たりでも首都圏近郊、東京除いてですよ、1 位です。全国で 3 位です。その反対に地方債残高は逆です。地方債残高は首都圏で 9 位。首都圏が一番多いわけです。全国的な規模でいきますと上から 7 番目、8 番目です。先ほどお話がありましたけど、規模に応じて必要なお金を積むと言いますが、山梨県の規模からして積み過ぎているんじゃないですか。何のために積んでいるのか。だったら財政調整基金を取り崩して、この間、決算でいろいろな審議、御要望がたくさんありました。そこに回すような、そういう仕組みをつくって、公共施設基金を財調に積みかえて、そして財調から必要な住民サービスに振りかえるという、そういうことをすべきじゃないでしょうか。いかがですか。

泉財政課長

お答え申し上げます。基金の目的用途につきましては、その条例に基づきまして

各使途に応じる形で計上をしていくものでございます。各事業それぞれに必要なニーズというのがある中で、バランスを全体で見た中で財政運用を考えていくと、そのようにお答えをさせていただきます。以上でございます。

小越委員

バランスを見てと言われますと、非常に積み過ぎていると私は思っております。その積み過ぎているのをどうして次の住民サービスに使わないのかと思います。（議会費について）

次に、最後に、議会費について若干お伺いいたします。議会費用の運用や情報公開について厳格な適用を求めるということで、決算説明資料議の 2 ページにあります、90 万円の海外視察の分、1,800 万円が不用額になっております。この海外視察は議会の議決を必要とすることになりましたので、これは補正予算で十分対応できるものです。20 人分というこの根拠もありませんし、使わないのであれば、補正で減額補正もできたわけです。そもそも予算を積むことが不適當なのですけれども、使わないのであれば減額補正をして、1,800 万円を不用額ではなく、違うところに戻すべきだったんじゃないでしょうか。いかがですか。

清水議会事務局次長（総務課長事務取扱）

海外研修につきましては、山梨県議会研修要綱におきまして、4 年の任期中に原則として 1 回、それから旅費の支給額は 1 人 90 万円を限度とすると定められていることから、毎年度予算を計上しているところでございます。それから、補正予算での対応につきましては、タイミング的に間に合わないケースも想定されるために、当初予算で計上しているところでございます。以上でございます。

小越委員

そもそも 1 年間 20 人分となりますと、4 年間で 80 人分なんですよね。山梨県議会は 38 人ですから多過ぎるんですよ。ですから、これは補正予算で減額補正すべきだったと私は思います。

（政務活動費について）

それから、次に、全国的に大きな問題になっております政務活動費について、県にも私に対しても県民の皆さんから非常に心配の声が上がっております。県では領収書を全て公開はしておりますが、ホームページに公開していないので、どうなっているかというお話があります。議会事務局としてこの政務活動費の使い方、領収書、点検をどのようにされているのでしょうか。

清水議会事務局次長（総務課長事務取扱）

政務活動費につきましては、提出されました収支報告書を事務局の職員が審査しております。事務局の審査は職員が 2 人 1 組で行いまして、ダブルチェックの形となっております。

小越委員

議会事務局の審査で、これはちょっと不適切ではないかということがあった場合はどのようにしていますか。そういうサジェスションを会派や議員のほうにされたことはあるのでしょうか。

清水議会事務局次長（総務課長事務取扱）

事務局で審査をする段階で疑問点等があれば、それは議員に連絡をとって確認しているところでございます。それから、27 年度分の政務活動費の収支報告書の審査におきましては、使途の運用基準に定められておりますルールを逸脱するようなものはございませんでした。

小越委員

それで、逸脱するものはなかったという中で、全国的に非常に疑問の声が上がっている一つは、例えば生計同一者への人件費の支出や、関連会社、関連事業、自分

の自営の事業所への事務所の支出などが全国的に問題になっておりますけれども、山梨県議会事務局としてそのことについて見解があればお伺いしたいと思います。

清水議会事務局次長（総務課長事務取扱） ただいま言われましたこと、いずれも県議会で決定した運用指針において認められているところでございます。以上でございます。

小越委員 今、議会基本条例を制定している中で、議会と議会事務局が力を合わせて両輪でやっていく中では議会事務局としての考え方もぜひ持っていただきたいというふうに思っております。以上です。

以 上

決算特別委員長 望月 勝